

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2019年12月25日提出
【発行者名】	アセットマネジメントOne株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 菅野 暁
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【事務連絡者氏名】	酒井 隆
【電話番号】	03-6774-5100
【届出の対象とした募集(売出) 内国投資信託受益証券に係るファ ンドの名称】	みずほ新興国ハイインカムファンド(目標払出し型)毎月 決算・為替ヘッジなしコース みずほ新興国ハイインカムファンド(目標払出し型)年 2回決算・為替ヘッジなしコース みずほ新興国ハイインカムファンド(目標払出し型)毎月 決算・限定為替ヘッジコース みずほ新興国ハイインカムファンド(目標払出し型)年 2回決算・限定為替ヘッジコース
【届出の対象とした募集(売出) 内国投資信託受益証券の金額】	みずほ新興国ハイインカムファンド(目標払出し型)毎月 決算・為替ヘッジなしコース 5,000億円を上限とします。 みずほ新興国ハイインカムファンド(目標払出し型)年 2回決算・為替ヘッジなしコース 5,000億円を上限とします。 みずほ新興国ハイインカムファンド(目標払出し型)毎月 決算・限定為替ヘッジコース 5,000億円を上限とします。 みずほ新興国ハイインカムファンド(目標払出し型)年 2回決算・限定為替ヘッジコース 5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### （１）【ファンドの名称】

ファンドの正式名称	略称
みずほ新興国ハイインカムファンド（目標払出し型） 毎月決算・為替ヘッジなしコース	毎月決算・為替ヘッジなしコース
みずほ新興国ハイインカムファンド（目標払出し型） 年2回決算・為替ヘッジなしコース	年2回決算・為替ヘッジなしコース
みずほ新興国ハイインカムファンド（目標払出し型） 毎月決算・限定為替ヘッジコース	毎月決算・限定為替ヘッジコース
みずほ新興国ハイインカムファンド（目標払出し型） 年2回決算・限定為替ヘッジコース	年2回決算・限定為替ヘッジコース

（上記の各ファンドの名称について上記の正式名称または略称のいずれかで記載します。また、以下、上記の各ファンドの総称として「みずほ新興国ハイインカムファンド（目標払出し型）」、「毎月決算・為替ヘッジなしコース」と「年2回決算・為替ヘッジなしコース」を総称して「為替ヘッジなしコース」、「毎月決算・限定為替ヘッジコース」と「年2回決算・限定為替ヘッジコース」を総称して「限定為替ヘッジコース」、「毎月決算・為替ヘッジなしコース」と「毎月決算・限定為替ヘッジコース」を総称して「毎月決算」、「年2回決算・為替ヘッジなしコース」と「年2回決算・限定為替ヘッジコース」を総称して「年2回決算」、また各々を「ファンド」または「コース」と称する場合があります。）

### （２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権（以下「受益権」と称することがあります。）です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

また、各ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

### （３）【発行（売出）価額の総額】

各ファンド5,000億円を上限とします。

**（４）【発行（売出）価格】**

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除して求めた金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
アセットマネジメントOne株式会社	<a href="http://www.am-one.co.jp/">http://www.am-one.co.jp/</a>	0120-104-694

注：電話番号はコールセンターのものであります（以下同じ）。

電話によるお問い合わせは、営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。（以下同じ。）

**（５）【申込手数料】**

申込手数料（受益権1口当たり）は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、3.3%（税抜3%）を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。なお、申込手数料には、消費税ならびに地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）が課せられます。

申込手数料については、販売会社にお問い合わせください。

「分配金再投資コース」を選択された場合の収益分配金は、毎計算期末の翌営業日に原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

販売会社で支払いを受けた償還金をもって、各ファンドの受益権の取得申込みをする場合、販売会社によっては取得申込口数のうち当該償還金額の範囲内で取得する口数についての申込手数料を上記に定める申込手数料の規定にかかわらず、販売会社が独自に定めることができます（「償還乗換優遇処置」といいます）。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、償還乗換えの際に償還金の支払いを受けたことを証する書類を提示いただくことがあります。

各ファンド間の乗換え（以下「スイッチング」といいます。）の場合、販売会社によっては申込手数料を別に定めることがあります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、スイッチングについては、「(12)その他」の項をご覧ください。

**（６）【申込単位】**

申込単位は各販売会社が定める単位とします。

「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」による取得申込が可能です。販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。なお、「分配金再投資コース」を選択されたお申込者は、収益分配金の再投資に際し、1口の整数倍をもって取得することができます。

申込単位および取扱コースについては、販売会社にお問い合わせください。

当初元本は1口当たり1円です。

**（７）【申込期間】**

2019年12月26日から2020年6月25日まで<sup>（注）</sup>

申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（注）繰上償還（信託終了）が決定した場合には、購入の申込期間は2020年2月14日までとなります。繰上償還（信託終了）については(12)その他をご参照ください。

## ( 8 ) 【申込取扱場所】

各ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については、下記の委託会社の照会先までお問い合わせください。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
アセットマネジメントOne株式会社	<a href="http://www.am-one.co.jp/">http://www.am-one.co.jp/</a>	0120-104-694

販売会社によっては、みずほ新興国ハイインカムファンド(目標払出し型)を構成するいずれかのファンドを取扱っていない場合があります。詳しくは販売会社または委託会社にお問い合わせください。

## ( 9 ) 【払込期日】

取得申込代金は、販売会社が定める期日までに、販売会社にお支払いいただきます。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社により、アセットマネジメントOne株式会社(「委託者」または「委託会社」といいます。)の指定する口座を経由して、みずほ信託銀行株式会社(「受託者」または「受託会社」といいます。)の指定するファンド口座(受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座)に払い込まれます。

## ( 10 ) 【払込取扱場所】

取得申込代金は、お申込みの販売会社にお支払いください。なお、払込取扱場所については、下記の委託会社の照会先までお問い合わせください。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
アセットマネジメントOne株式会社	<a href="http://www.am-one.co.jp/">http://www.am-one.co.jp/</a>	0120-104-694

## ( 11 ) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権にかかる振替機関は以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

## ( 12 ) 【その他】

投資信託振替制度における振替受益権について

各ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

投資信託振替制度(以下「振替制度」といいます。)においては、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われます。

スイッチングについて

「みずほ新興国ハイインカムファンド(目標払出し型)」を構成する各ファンド間で、販売会社が別に定める単位でスイッチングができます。

スイッチングとは、「みずほ新興国ハイインカムファンド(目標払出し型)」を構成するいずれかのファンドを換金(解約請求)すると同時に「みずほ新興国ハイインカムファンド(目標払出し型)」を構成する他のファンドの取得申込みを行う取引をいい、ファンドの換金代金がそのまま取得申込代金に充当されます。

販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合、スイッチングの取扱いに一定の制限を設ける場合、スイッチングの申込単位等を別に定める場合、スイッチングの際に「分配金受取コース」、「分配金再投資コース」間の変更を受付けない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。スイッチングの際には、解約請求時と同様の費用および税金(課税対象者の場合)がかかりますのでご留意ください。また、申込手数料は販売会社が別に定めます。

- ・換金の際には信託財産留保額(1口につき、解約請求受付日の翌営業日の基準価額の0.3%)が差し引かれます。

## 繰上償還(信託終了)の予定について

各ファンドは、信託契約を解約し、繰上償還(信託終了)するための手続きを行います。

### 1. 繰上償還(信託終了)を行う理由

各ファンドは2013年4月8日に設定し、分配実施による運用資金の一部払出しを行うことを前提として、収益の確保等を目指して、新興国の高配当株およびハイイールド社債を実質的な主要投資対象とし、運用を行ってまいりました。しかしながら、2019年9月末時点の各ファンドの受益権の口数を合計した口数が約32.7億口と信託約款に定める繰上償還(信託終了)の目安となる口数(40億口)を下回っているため、信託約款の規定に基づき繰上償還(信託終了)する予定です。

### 2. 繰上償還(信託終了)の日程

受益者の確定日	2019年12月27日
書面による議決権の行使期限	2020年2月3日まで
書面決議の日(繰上償還(信託終了)の可否が決定される日)	2020年2月4日
繰上償還(信託終了)予定日	2020年3月25日

### 3. 書面による決議(書面決議)について

- ・書面による議決権の行使については、2019年12月27日現在の受益者の皆さまを対象としております。2019年12月28日以降に取得された受益権口数(2019年12月26日以降に取得申込みをされた受益権口数)は書面決議の手続きの対象とはなりませんので、ご了承ください。
- ・書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。また、書面決議において否決された場合には、各ファンドの繰上償還(信託終了)は行いません。

書面決議の結果は、2020年2月4日(書面決議の日)以降、委託会社のホームページ(<http://www.am-one.co.jp/>)でご覧いただくか、委託会社または販売会社へお問い合わせいただければご確認いただけます。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

各ファンドは、投資信託を通じて実質的な投資対象へ投資するファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行い、分配実施による運用資金の一部払出しを行うことを前提として、収益の確保等を目指します。なお、各ファンドは、為替管理の対応および分配方針に違いのある、円建ての外国投資信託「エマージング・ハイ・ディビデンド・エクイティ・ファンド」(新興国の高配当株を主要投資対象とします。)各クラス受益証券および円建ての外国投資信託「エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド」(新興国の米ドル建てハイイールド社債を主要投資対象とします。)各クラス受益証券に投資を行います。

##### <ファンドの特色>

#### 1. 新興国の高配当株およびハイイールド社債を実質的な主要投資対象とします。

新興国の株式、債券のなかから、主として予想配当利回りが相対的に高く、かつ将来的にも安定した配当収入が見込まれる株式<sup>1</sup>(高配当株)およびBB格相当以下の格付けが付与されている米ドル建ての社債<sup>2</sup>(ハイイールド社債)に実質的に投資します。

1 預託証券(DR)および不動産投資信託(REIT)等に投資する場合があります。また、新興国で事業を行う先進国の企業の株式に投資する場合があります。

2 米ドル建てのソブリン債や、米ドル建ての投資適格社債に投資する場合があります。

株式・債券への基本投資割合は、高配当株を60%、ハイイールド社債を40%とします。

市況環境の急変時など、委託会社が株式への投資割合を引き下げるべきと判断した場合には、高配当株への投資割合を40%程度まで引き下げ、ハイイールド社債への投資割合を60%程度まで引き上げることがあります。

上記の投資割合は、各外国投資信託への投資割合です。

投資対象ファンドの合計組入比率は、高位を維持することを基本とします。



### 格付けについて

公社債の格付けとは、公社債の元本、利息の支払いの確実性の度合いを示すもので、格付け会社（S&P社、Moody's社等）によって格付けが行われています。ハイイールド債は、格付け会社からBB格相当以下の格付けが付与されているなど、BBB格相当以上の格付けが付与されている投資適格債と比べ信用力が低い一方で、一般的に高い利回りで発行、取引される債券です。

また、ソブリン債とは、各国政府や政府機関等が発行する債券の総称であり、国債や政府機関債などが該当します。各コースでは、州政府等が発行する債券もソブリン債の一種と位置づけます。

利回り	格付け (信用力)	S&P社	Moody's社	
↑ 低	↑ 高	AAA	Aaa	投資適格債
		AA	Aa	
↓ 高	↓ 低	A	A	
		BBB	Baa	
		BB	Ba	ハイイールド債
		B	B	
		CCC	Caa	
		CC	Ca	
		C	C	
		D		

新興国の高配当株への投資は、「ウェルズ・キャピタル・マネジメント・インコーポレイテッド」が、新興国のハイイールド社債への投資は「ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシー」が行います。

「ウェルズ・キャピタル・マネジメント・インコーポレイテッド」を「ウェルズ・キャピタル・マネジメント」と、「ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシー」を「ウエスタン・アセット・マネジメント」と称する場合があります。

**新興国  
高配当株  
ファンド**

**「新興国高配当株ファンド」の株式運用は、ウェルズ・キャピタル・マネジメントが行います。**

ウェルズ・キャピタル・マネジメントは、米国の大手金融グループであるウェルズ・ファーゴの資産運用会社で、米国カリフォルニア州を主な拠点としています。同社は、新興国株式への投資において豊富な経験を有しています。

**投資プロセス**

新興国の株式市場の上場銘柄

↓

調査対象銘柄

↓

組入候補銘柄

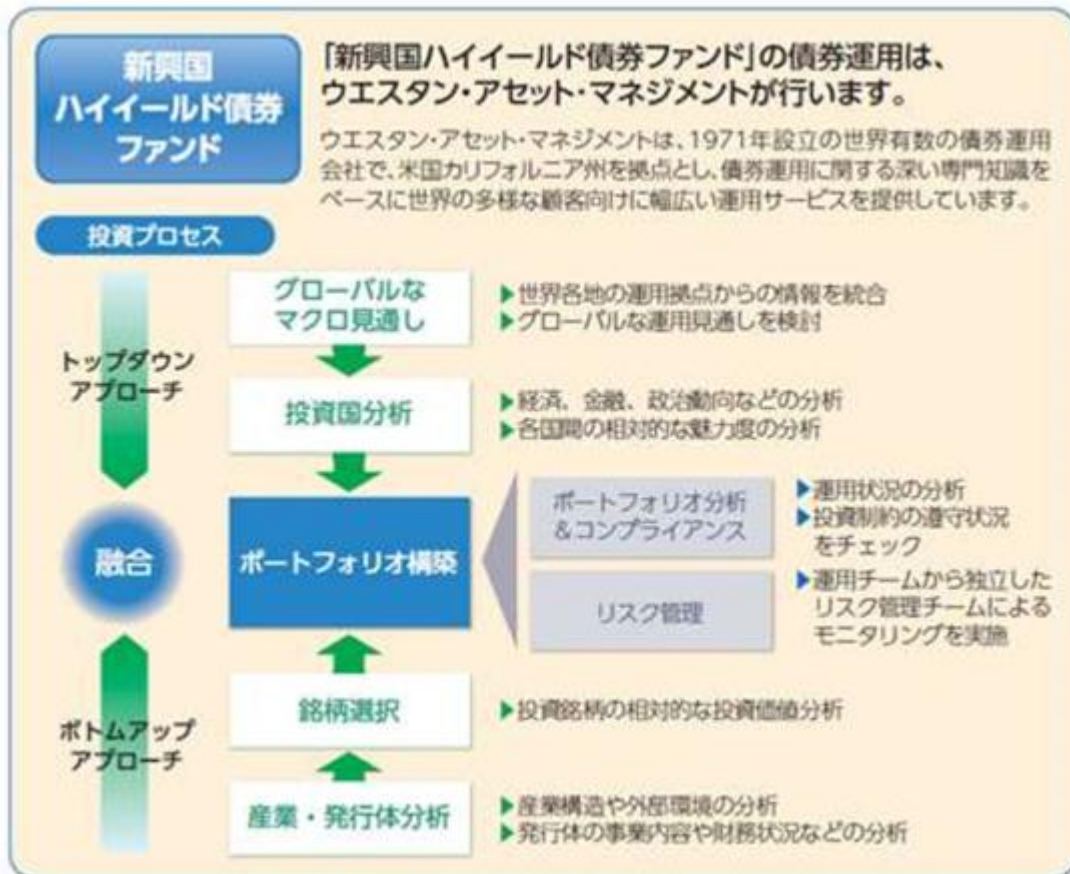
↓

ポートフォリオ

▶ **定量的スクリーニング**  
配当利回りの水準、時価総額、流動性（出来高）によるスクリーニング

▶ **ファンダメンタルズ分析**  
トップダウンの観点からの投資対象国や業種の調査・分析、およびボトムアップの観点からの個別企業の調査・分析により、配当の持続性・成長性を重視した銘柄選択を実施

▶ **ポートフォリオ構築**  
地域分散、業種分散および投資銘柄の平均配当利回りの水準等を考慮し、ポートフォリオを構築



2. 分配を通じて、あらかじめ提示した目標払出し額を、運用資産から定期的に払い出すことを目指します。

#### 各コースの分配(目標払出し)のポイント

##### 1 投資収益(損益)にかかわらず分配金として運用資金を払い出します。

- 各コースの分配金は、投資収益にかかわらず、投資対象である外国投資信託の分配金に基づいて払い出されます(各コースの投資対象である外国投資信託は、投資収益にかかわらずあらかじめ定められた方式により分配金を支払います。)

※「外国投資信託の分配金に基づいて払い出す」とは、各コースが外国投資信託から受け取る分配金やその他の分配対象額から、各コースの運営にかかる費用等を考慮し、分配金を払い出すことをいいます。

##### 2 あらかじめ目標払出し額を提示します。

- 目標払出し額として、外国投資信託の分配金に基づいて定めた額を提示し、その額を払い出すことを目標とします。

※目標払出し額は目標額決定時の予想に基づくものであり、実際の支払額を保証するものではありません。

##### 3 目標払出し額は定期的に見直します。

- 目標払出し額は、目標額決定時(年1回)の各コースの基準価額に、あらかじめ定められた率を乗じて得た額を上限とし、定期的に見直しを行います。

##### 4 投資元本の払戻しに相当する場合があります。

- 目標払出し額に基づき支払われる分配金は、投資収益にかかわらず決定されるため、その一部または全部が実質的な投資元本の払戻しに相当する場合があります。

3. 為替ヘッジの対応および決算頻度に違いのある4つのコースから選択できます。

各ファンドは、それぞれ5,000億円を上限に信託金を追加することができます。なお、信託金の上限額については、受託会社と合意のうえ、変更することができます。



一般社団法人投資信託協会が定める分類方法において、以下のように分類・区分されます。

< 商品分類 >

・ 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)
単位型  追加型	国内  海外  内外	株式  債券  不動産投信  その他資産 ( )  資産複合

(注) 各ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

・ 商品分類定義

追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海外	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
資産複合	目論見書又は投資信託約款において、「株式」、「債券」、「不動産投信」及び「その他資産」のうち、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

## &lt;属性区分&gt;

## ・属性区分表

[毎月決算・為替ヘッジなしコース]

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリーファンド
	年2回	日本 北米 欧州	ファンド・オブ・ファンズ
債券 一般	年4回	アジア	為替ヘッジ <sup>2</sup>
公債 社債 その他債券	年6回 (隔月)	オセアニア 中南米 アフリカ	
クレジット属性 ( )	年12回 (毎月)	中近東 (中東) エマージング	あり ( )
不動産投信	日々		なし <sup>3</sup>
その他資産 (投資信託証券) <sup>1</sup>	その他 ( )		
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型			

1 投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする主たる資産は、「資産複合(株式・債券)/資産配分変更型」です。

2 「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

3 投資信託証券への投資を通じて実質的に保有する外貨建資産については、投資対象とする投資信託において対円での為替ヘッジは行いません。

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

## [年2回決算・為替ヘッジなしコース]

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル 日本	ファミリーファンド
	年2回	北米 欧州	ファンド・オブ・ファンズ
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年4回	アジア オセアニア	為替ヘッジ <sup>2</sup>
	年6回 (隔月)	中南米 アフリカ	
	年12回 (毎月)	中近東 (中東) エマージング	あり ( )
不動産投信	日々		なし <sup>3</sup>
その他資産 (投資信託証券) <sup>1</sup>	日々		
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型	その他 ( )		

1 投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする主たる資産は、「資産複合（株式・債券）/資産配分変更型」です。

2 「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

3 投資信託証券への投資を通じて実質的に保有する外貨建資産については、投資対象とする投資信託において対円での為替ヘッジは行いません。

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

## [毎月決算・限定為替ヘッジコース]

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル 日本	ファミリーファンド
	年2回	北米 欧州	ファンド・オブ・ファンズ
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年4回	アジア オセアニア	為替ヘッジ <sup>2</sup>
	年6回 (隔月)	中南米 アフリカ	
	年12回 (毎月)	中近東 (中東) エマージング	あり <sup>3</sup> (限定ヘッジ)
不動産投信	日々		なし
その他資産 (投資信託証券) <sup>1</sup>	日々		
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型	その他 ( )		

- 1 投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする主たる資産は、「資産複合(株式・債券)/資産配分変更型」です。
  - 2 「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
  - 3 投資信託証券への投資を通じて実質的に保有する外貨建資産については、投資対象とする投資信託の一方において対円で為替ヘッジを行います。
- (注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

## [年2回決算・限定為替ヘッジコース]

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリーファンド
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年2回	日本 北米 欧州	ファンド・オブ・ファンズ
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年4回	アジア オセアニア	為替ヘッジ <sup>2</sup>
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年6回 (隔月)	中南米 アフリカ	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年12回 (毎月)	中近東 (中東) エマージング	あり <sup>3</sup> (限定ヘッジ)
不動産投信	日々		なし
その他資産 (投資信託証券) <sup>1</sup>	日々		
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型	その他 ( )		

- 1 投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする主たる資産は、「資産複合(株式・債券)/資産配分変更型」です。
  - 2 「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
  - 3 投資信託証券への投資を通じて実質的に保有する外貨建資産については、投資対象とする投資信託の一方において対円で為替ヘッジを行います。
- (注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

## ・属性区分定義

その他資産 (投資信託証券)	目論見書又は投資信託約款において、主として「株式」、「債券」及び「不動産投信」以外の資産に投資する旨の記載があるものをいい、括弧内の記載はその該当資産を表す。
資産複合 (株式・債券) 資産配分変更型	目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、括弧内の記載はその該当複数資産を表す。 各ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、株式および債券に投資を行います。
年12回（毎月）	目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
年2回	目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
エマージング	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
為替ヘッジあり	目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

（注1）商品分類および属性区分は、委託会社が目論見書または約款の記載内容等に基づいて分類しています。

（注2）各ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

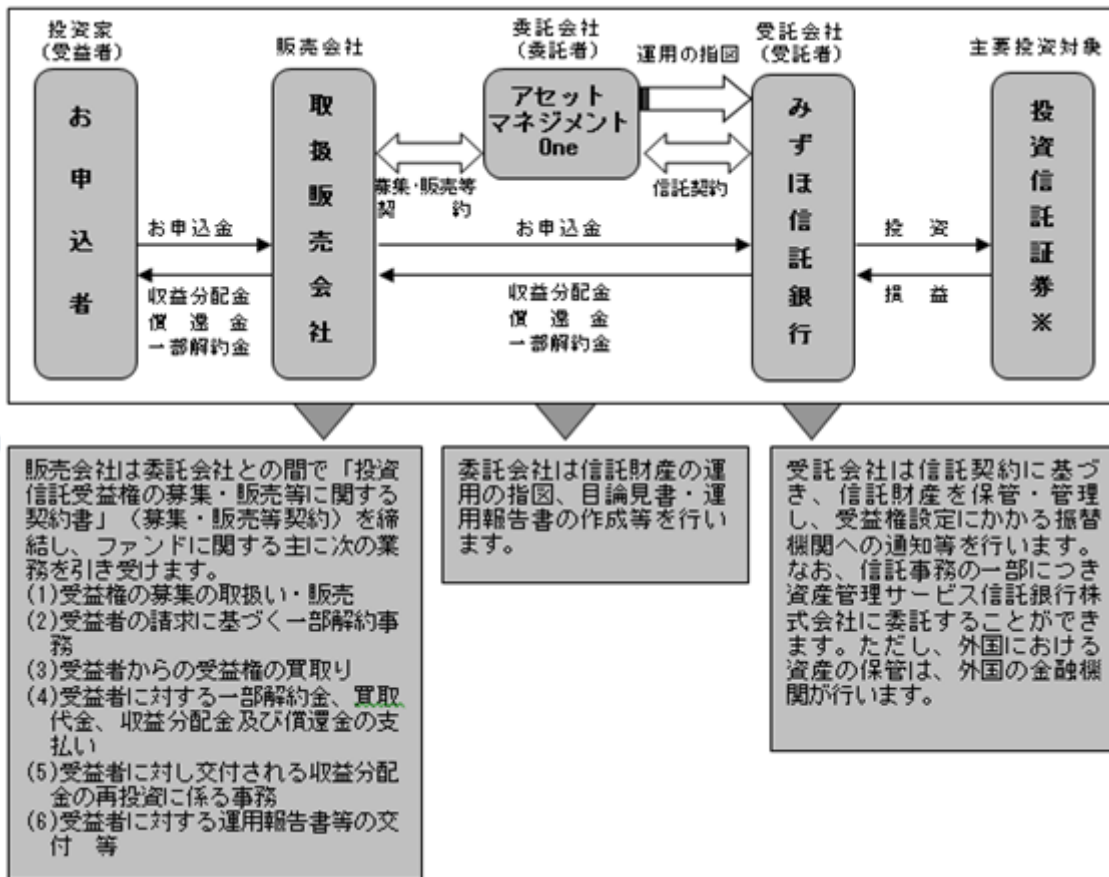
（注3）各ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式により投資信託証券への投資を通じて、株式および債券を主要投資対象とします。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産の分類・区分は異なります。

## （2）【ファンドの沿革】

2013年4月8日	信託契約締結、各ファンドの設定・運用開始
2016年10月1日	ファンドの委託会社としての業務をみずほ投信投資顧問株式会社からアセットマネジメントOne株式会社に承継

## (3) 【ファンドの仕組み】

## 各ファンドの運営の仕組み



各ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、実質的な投資対象へ投資を行うファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。

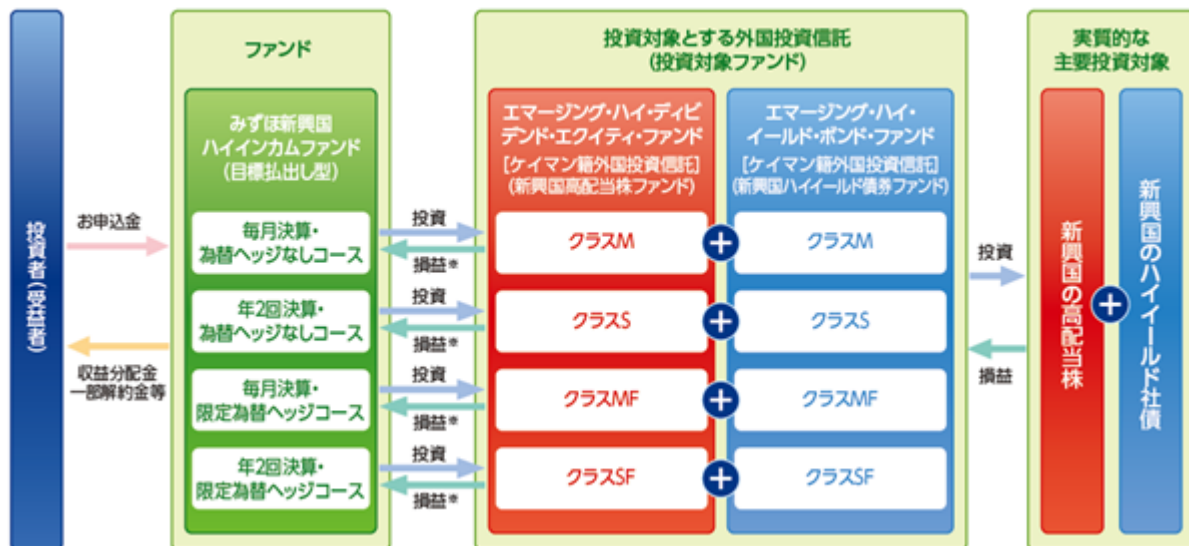
## ファンド・オブ・ファンズ方式について

ファンド・オブ・ファンズとは、各ファンドが直接株式や債券などの資産に投資するのではなく、株式や債券などに投資を行っている投資信託（ファンド）に投資することにより運用を行う仕組みです。

各ファンドは、「エマージング・ハイ・ディビデンド・エクイティ・ファンド<sup>1</sup>（各クラス）」および「エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド<sup>1</sup>（各クラス）」を通じて主要投資対象となる資産への投資を行います。

1 以下「エマージング・ハイ・ディビデンド・エクイティ・ファンド（各クラス）」、「エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（各クラス）」を総称して、またはそれぞれを「外国投資信託」、「エマージング・ハイ・ディビデンド・エクイティ・ファンド（各クラス）」および「エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（各クラス）」の受益証券を「外国投資信託証券」ということがあります。また、「エマージング・ハイ・ディビデンド・エクイティ・ファンド」を「新興国高配当株ファンド」、「エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド」を「新興国ハイイールド債券ファンド」ということがあります。

2 各クラスの受益証券は、円建てです。



外国投資信託の分配方針については、後掲「外国投資信託の分配金と各コースの分配金の関係」をご覧ください。

- \* 各ファンドは、上記の投資対象ファンドの受益証券に主として投資を行います。が、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

#### 委託会社の概況

名称：アセットマネジメントOne株式会社

本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

#### 資本金の額

20億円（2019年9月30日現在）

#### 委託会社の沿革

1985年7月1日	会社設立
1998年3月31日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
1998年12月1日	証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可
1999年10月1日	第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。
2008年1月1日	「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「DIAMアセットマネジメント株式会社」に商号変更
2016年10月1日	DIAMアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社（資産運用部門）が統合し、商号をアセットマネジメントOne株式会社に変更

大株主の状況

(2019年9月30日現在)

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	28,000株 <sup>1</sup>	70.0% 2
第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	30.0% 2

1：A種種類株式（15,510株）を含みます。

2：普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ51.0%、第一生命ホールディングス株式会社49.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

分配実施による運用資金の一部払出しを行うことを前提として、収益の確保等を目指して、新興国の高配当株およびハイイールド社債を実質的な主要投資対象として運用を行います。

運用方法

(以下の については下記の表より、各ファンドの名称の「みずほ新興国ハイインカムファンド（目標払出し型）\*コース」の「\*」に対応し、ファンドごとにそれぞれあてはめてご覧ください。)

1. 主要投資対象

エマージング・ハイ・ディビデンド・エクイティ・ファンド（クラス ）受益証券およびエマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（クラス ）受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

2. 投資態度

- a. 主として、エマージング・ハイ・ディビデンド・エクイティ・ファンド（クラス ）受益証券およびエマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（クラス ）受益証券に投資を行い、新興国の高配当株式およびハイイールド社債に実質的に投資を行います。
- b. 投資信託証券の合計組入比率は、高位を維持することを基本とし、各投資信託証券への投資割合は、エマージング・ハイ・ディビデンド・エクイティ・ファンド（クラス ）受益証券を60%、エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（クラス ）受益証券を40%を基本投資割合とします。なお、市況環境の急変時など、委託会社が株式への実質的な投資割合を引き下げるべきと判断した場合には、エマージング・ハイ・ディビデンド・エクイティ・ファンド（クラス ）受益証券への投資割合を40%程度まで引き下げ、エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（クラス ）受益証券への投資割合を60%程度まで引き上げることがあります。
- c. 市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用が行われないことがあります。



各投資対象ファンドの運用目標などの詳細は、後述の「(参考)投資対象ファンドについて」をご参照ください。

ファンド (*コース)	毎月決算・為替 ヘッジなしコース	年2回決算・為替 ヘッジなしコース	毎月決算・限定為 替ヘッジコース	年2回決算・限定 為替ヘッジコース
にあてはめる 語句	M	S	MF	SF

#### ファンドの投資プロセス

各ファンドの信託財産の運用管理については、委託会社が、投資信託証券の合計組入比率を高位に保つことを基本としつつ、エマージング・ハイ・ディビデンド・エクイティ・ファンドの各クラス受益証券およびエマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの各クラス受益証券への投資割合を概ね基本投資割合となるよう維持・調整します。なお、市況環境の急変時など、委託会社が株式への実質的な投資割合を引き下げるべきと判断した場合には、エマージング・ハイ・ディビデンド・エクイティ・ファンドの各クラス受益証券への投資割合を40%程度まで引き下げ、エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの各クラス受益証券への投資割合を60%程度まで引き上げることがあります。

#### (参考)投資対象ファンドについて

##### 1. エマージング・ハイ・ディビデンド・エクイティ・ファンド

ファンド名 (クラス)	エマージング・ハイ・ディビデンド・エクイティ・ファンド(クラスM) エマージング・ハイ・ディビデンド・エクイティ・ファンド(クラスS) エマージング・ハイ・ディビデンド・エクイティ・ファンド(クラスMF) エマージング・ハイ・ディビデンド・エクイティ・ファンド(クラスSF)
形態	ケイマン籍外国投資信託 / オープン・エンド型
信託期間	原則として150年(早期に償還される場合があります。)
運用目的	主に新興国の高配当株を投資対象として分散投資を行い、値上がり益とインカムゲインからなるトータルリターンの最大化を追求します。

投資方針	<p>1. 主に新興国の株式(預託証券(DR)を含みます。)を投資対象とします。</p> <p>・株式の予想配当利回りが相対的に高く、かつ将来的にも安定した配当収入が見込まれる銘柄へ主として投資します。</p> <p>2. 株式への投資にあたっては、トップダウンの観点から投資対象国や業種の調査・分析を行うとともに、ボトムアップの観点から個別企業の調査・分析を行うことにより投資銘柄を選定します。</p> <p>3. ポートフォリオ構築にあたっては、地域分散、業種分散および投資銘柄の平均配当利回りの水準等を考慮に入れます。</p> <p>4. 各クラスごとに、保有資産について、以下の為替取引を行います。</p> <table border="1" data-bbox="347 495 1315 750"> <tr> <td data-bbox="347 495 523 622"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・クラスM</li> <li>・クラスS</li> </ul> </td> <td data-bbox="523 495 1315 622">米ドル売り・円買いの為替取引は行いません。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="347 622 523 750"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・クラスMF</li> <li>・クラスSF</li> </ul> </td> <td data-bbox="523 622 1315 750">保有資産に対し、原則として米ドル売り・円買いの為替取引を行います。</td> </tr> </table> <p>なお、為替取引にあたっては、外国為替予約取引、為替先渡取引、直物為替先渡取引(NDF)等を活用します。</p> <p>5. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クラスM</li> <li>・クラスS</li> </ul>	米ドル売り・円買いの為替取引は行いません。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クラスMF</li> <li>・クラスSF</li> </ul>	保有資産に対し、原則として米ドル売り・円買いの為替取引を行います。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・クラスM</li> <li>・クラスS</li> </ul>	米ドル売り・円買いの為替取引は行いません。				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・クラスMF</li> <li>・クラスSF</li> </ul>	保有資産に対し、原則として米ドル売り・円買いの為替取引を行います。				
決算日	年1回(12月31日)				
収益分配	<p>&lt;クラスM&gt; &lt;クラスMF&gt;</p> <p>原則として、2013年5月以降、月次で分配を行い、1口当たりの分配金は12ヵ月ごとに見直されます。(ただし、見直し前であっても1口当たりの分配金を運用会社と協議の上、受託会社の裁量により調整する場合があります。)</p> <p>1口当たりの分配金は、特定日(分配金更新基準日)の1口当たりの純資産価格(当初は1口=1円)に所定の率を乗じた額に基づき、運用会社と協議の上、受託会社の判断により決定します。上記の所定の率は、1.5%(年当たり18%)とします。</p> <p>なお、分配金は、実質的に元本の払戻しとなる場合があります。</p> <p>&lt;クラスS&gt; &lt;クラスSF&gt;</p> <p>原則として、2013年9月以降、半年毎に分配を行い、1口当たりの分配金は12ヵ月ごとに見直されます。(ただし、見直し前であっても1口当たりの分配金を運用会社と協議の上、受託会社の裁量により調整する場合があります。)</p> <p>1口当たりの分配金は、特定日(分配金更新基準日)の1口当たりの純資産価格(当初は1口=1円)に所定の率を乗じた額に基づき、運用会社と協議の上、受託会社の判断により決定します。上記の所定の率は、3.5%(年当たり7%)とします。</p> <p>なお、分配金は、実質的に元本の払戻しとなる場合があります。</p>				

主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 信託財産の総資産の50%以上を金融商品取引法第2条第1項に定義される「有価証券」に投資します。ただし、運用開始直後、大量の解約が予想される場合または運用会社がコントロールすることができないその他の状況が予想される場合を除きます。</li> <li>・ 株式への投資割合には制限を設けません。</li> <li>・ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</li> <li>・ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</li> <li>・ 上場投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。</li> <li>・ 同一銘柄の上場投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</li> <li>・ 有価証券の空売りは行いません。</li> <li>・ 原則として信託財産の純資産総額の10%を超える資金借入は行いません。ただし、合併等により、一時的に10%を超える場合を除きます。</li> <li>・ 流動性に欠ける資産（私募株式、非上場株式、流動性の乏しい証券化関連商品等）への投資割合は、信託財産の純資産総額の15%以下とします。</li> <li>・ デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。</li> </ul>
費用等	<p>信託報酬（運用報酬等）：純資産総額に対し、年0.675%程度</p> <p>その他費用等：信託財産に関する租税 / 組入有価証券売買の際に発生する売買手数料 / 資産の保管等に要する費用 / 信託事務の処理に要する費用 / 信託財産の監査に要する費用 / 法律関係の費用およびファンド設立に係る費用 / 借入金の利息および立替金の利息 等</p> <p>信託報酬（運用報酬等）には、年次等による最低費用等が設定されているものがあり、信託財産の純資産総額によっては、上記の率を超える場合があります。</p>
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
受託会社・事務管理会社	ステート・ストリート・ケイマン・トラスト・カンパニー
運用会社	<p>主投資顧問会社：アセットマネジメントOne株式会社</p> <p>副投資顧問会社：ウェルズ・キャピタル・マネジメント・インコーポレイテッド</p>
資産保管会社	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー

新興国の高配当株の運用は、主投資顧問会社であるアセットマネジメントOneの委託を受けて、ウェルズ・キャピタル・マネジメント・インコーポレイテッドが行います。なお、クラスMFおよびクラスSFに対して行う為替取引は、アセットマネジメントOneが行います。

## 2. エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド

ファンド名 (クラス)	<p>エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(クラスM)</p> <p>エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(クラスS)</p> <p>エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(クラスMF)</p> <p>エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(クラスSF)</p>
形態	ケイマン籍外国投資信託 / オープン・エンド型
信託期間	原則として150年（早期に償還される場合があります。）
運用目的	主に米ドル建ての新興国のハイイールド社債を投資対象として分散投資を行い、値上がり益とインカムゲインからなるトータルリターンを最大化を追求します。

投資方針	<p>1. 主に米ドル建ての新興国のハイイールド社債を投資対象とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、純資産総額の70%以上を米ドル建ての新興国のハイイールド社債に投資します。</li> <li>・投資するハイイールド社債については、主としてBB+格(S&amp;P社)以下またはBa1格(Moody's社)以下の格付けが付与されている社債、あるいは運用会社により同等の品質を有すると決定された格付けをもたない社債とします。</li> </ul> <p>S&amp;P社はAA~CCCの格付けに+や-記号を、Moody's社はAa~Caaの格付けに1~3の数字を付加して各格付け内での相対的な信用力の高低を表しており、+、1は各格付け内で高い信用力であることを表しています。</p> <p>2. 米ドル建ての新興国のソブリン債券(投資適格ソブリン債券、ハイイールドソブリン債券)および投資適格社債への投資割合は、原則として純資産総額の30%以内とします。</p> <p>3. 新興国の債券への投資にあたっては、独自の調査分析に基づき、国別配分、セクター配分、個別銘柄選定等を行います。</p> <p>4. 各クラスごとに、米ドル建資産について、以下の為替取引を行います。</p> <table border="1" data-bbox="357 663 1326 920"> <tr> <td data-bbox="357 663 533 790"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・クラスM</li> <li>・クラスS</li> </ul> </td> <td data-bbox="533 663 1326 790">米ドル売り・円買いの為替取引(為替ヘッジ)は行いません。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="357 790 533 920"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・クラスMF</li> <li>・クラスSF</li> </ul> </td> <td data-bbox="533 790 1326 920">米ドル建資産に対し、原則として米ドル売り・円買いの為替取引(為替ヘッジ)を行います。</td> </tr> </table> <p>なお、為替取引にあたっては、外国為替予約取引、為替先渡取引、直物為替先渡取引(NDF)等を活用します。</p> <p>5. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クラスM</li> <li>・クラスS</li> </ul>	米ドル売り・円買いの為替取引(為替ヘッジ)は行いません。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クラスMF</li> <li>・クラスSF</li> </ul>	米ドル建資産に対し、原則として米ドル売り・円買いの為替取引(為替ヘッジ)を行います。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・クラスM</li> <li>・クラスS</li> </ul>	米ドル売り・円買いの為替取引(為替ヘッジ)は行いません。				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・クラスMF</li> <li>・クラスSF</li> </ul>	米ドル建資産に対し、原則として米ドル売り・円買いの為替取引(為替ヘッジ)を行います。				
決算日	年1回(12月31日)				
収益分配	<p>&lt;クラスM&gt; &lt;クラスMF&gt;</p> <p>原則として、2013年5月以降、月次で分配を行い、1口当たりの分配金は12ヵ月ごとに見直されます。(ただし、見直し前であっても1口当たりの分配金を受託会社の裁量により調整する場合があります。)</p> <p>1口当たりの分配金は、特定日(分配金更新基準日)の1口当たりの純資産価格(当初は1口=1円)に所定の率を乗じた額に基づき、受託会社の判断により決定します。上記の所定の率は、1.5%(年当たり18%)とします。</p> <p>なお、分配金は、実質的に元本の払戻しとなる場合があります。</p> <p>&lt;クラスS&gt; &lt;クラスSF&gt;</p> <p>原則として、2013年9月以降、半年毎に分配を行い、1口当たりの分配金は12ヵ月ごとに見直されます。(ただし、見直し前であっても1口当たりの分配金を受託会社の裁量により調整する場合があります。)</p> <p>1口当たりの分配金は、特定日(分配金更新基準日)の1口当たりの純資産価格(当初は1口=1円)に所定の率を乗じた額に基づき、受託会社の判断により決定します。上記の所定の率は、3.5%(年当たり7%)とします。</p> <p>なお、分配金は、実質的に元本の払戻しとなる場合があります。</p>				

主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 信託財産の総資産の50%以上を金融商品取引法第2条第1項に定義される「有価証券」に投資します。ただし、運用開始直後、大量の解約が予想される場合または運用会社がコントロールすることができないその他の状況が予想される場合を除きます。</li> <li>・ 有価証券の空売りは行いません。</li> <li>・ 原則として信託財産の純資産総額の10%を超える資金借入は行いません。ただし、合併等により、一時的に10%を超える場合を除きます。</li> <li>・ 流動性に欠ける資産(私募株式、非上場株式、流動性の乏しい証券化関連商品等)への投資割合は、信託財産の純資産総額の15%以下とします。</li> <li>・ 株式への投資は、社債権者割当等により取得するものに限り、その投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</li> <li>・ デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。</li> </ul>
費用等	<p>信託報酬(運用報酬等): 純資産総額に対し、年0.64%程度</p> <p>その他費用等: 信託財産に関する租税/組入有価証券売買の際に発生する売買手数料/信託事務の処理に要する費用/信託財産の監査に要する費用/法律関係の費用およびファンド設立に係る費用/借入金の利息および立替金の利息 等</p> <p>信託報酬(運用報酬等)には、年次等による最低費用等が設定されているものがあり、信託財産の純資産総額によっては、上記の率を超える場合があります。</p>
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
受託会社	C I B Cバンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド
運用会社	ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシー
副運用会社	ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド
事務管理会社・ 保管会社	ミズホ・バンク(USA)

ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシーは、クラスMFおよびクラスSFに対して行う為替取引を、ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド(英国ロンドン)に委託します。

## (2) 【投資対象】

### 投資の対象とする資産の種類

各ファンドにおいて投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
  - a. 有価証券
  - b. 金銭債権
  - c. 約束手形(a.に掲げるものに該当するものを除きます。)
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - a. 為替手形

### 有価証券の指図範囲

(以下の については下記の表より、各ファンドの名称の「みずほ新興国ハイインカムファンド(目標払出し型)\*コース」の「\*」に対応し、ファンドごとにそれぞれあてはめてご覧ください。)

「みずほ新興国ハイインカムファンド(目標払出し型)\*コース」において、委託会社は、信託金を、円建ての外国投資信託であるエマージング・ハイ・ディビデンド・エクイティ・ファンド(クラス )受益証券およびエマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(クラス )受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、かつ本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人が発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
5. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、エマージング・ハイ・ディビデンド・エクイティ・ファンド(クラス )受益証券およびエマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(クラス )受益証券を「投資信託証券」といい、3.の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付きの買入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。

ファンド (*コース)	毎月決算・為替 ヘッジなしコース	年2回決算・為替 ヘッジなしコース	毎月決算・限定為 替ヘッジコース	年2回決算・限定 為替ヘッジコース
にあてはめる 語句	M	S	MF	SF

### 金融商品の指図範囲

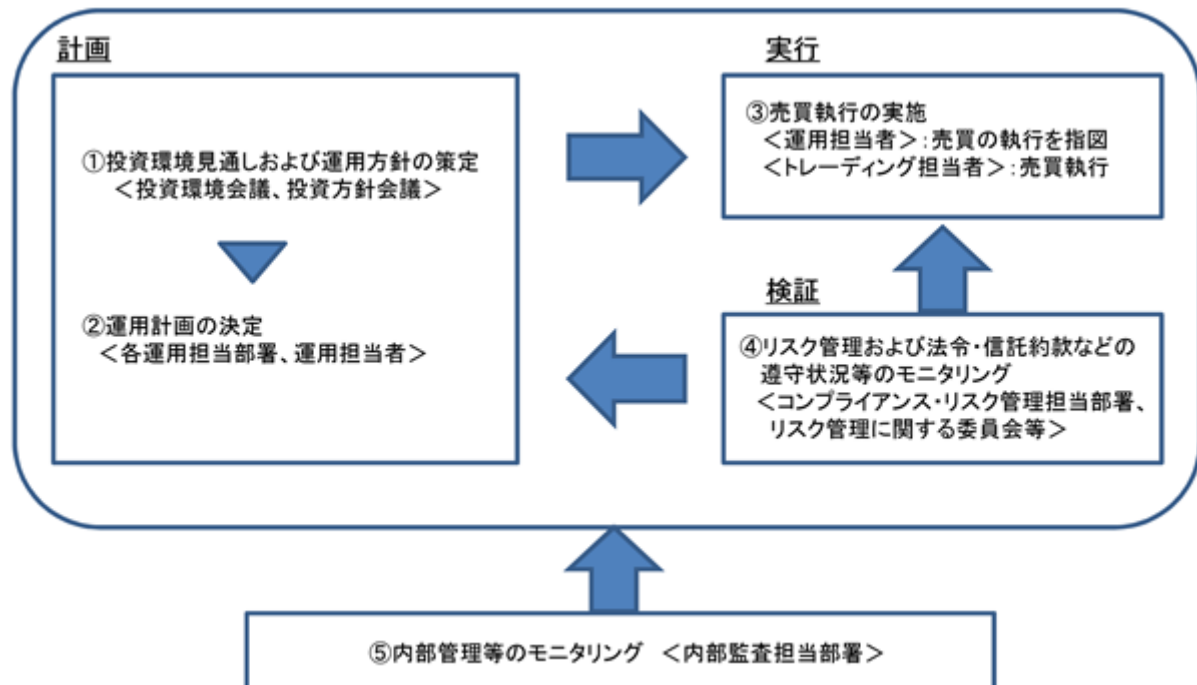
委託会社は、信託金を、 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形

各ファンドが投資対象とする投資信託（投資対象ファンド）の内容は、前記「(1) 投資方針（参考）投資対象ファンドについて」をご参照ください。

### （3）【運用体制】

#### a．ファンドの運用体制



#### 投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

#### 運用計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

#### 売買執行の実施

運用担当者は、売買計画に基づいて売買の執行を指図します。トレーディング担当者は、最良執行をめざして売買の執行を行います。

## モニタリング

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署(60~70人程度)は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的に行われるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

### 内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署(10~20人程度)が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施します。

## b. ファンドの関係法人に関する管理

ファンドの関係法人である受託会社に対して、その業務に関する委託会社の管理担当部署は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

## c. 運用体制に関する社内規則

運用体制に関する社内規則として運用管理規程および職務責任権限規程等を設けており、運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図ります。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規を定めています。

運用体制は2019年9月30日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## (4) 【分配方針】

### 収益分配方針

#### [毎月決算の各コース]

毎計算期末(原則として毎月25日。ただし、休業日の場合は翌日以降の最初の営業日)に、原則として以下の方針に基づき分配(実質的に投資元本の払戻しとなる分配を含みます。以下同じ。)を行います。

1. 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
2. 分配金額は、原則として、各コースの決算日の直前における各外国投資信託の分配額に基づく額を払い出すことを目標に委託会社が決定します。なお、各外国投資信託の分配額は、投資収益に基づき支払われるものではなく、原則として、12ヵ月ごとに到来する特定日の1口当たりの純資産価格に所定の率を乗じて得た額に基づき分配金額が決定されます。結果として、各コースから分配される分配金額の一部または全額が、実質的な投資元本の払い戻しにより行われることがあります。
3. 収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。



### [年2回決算の各コース]

毎計算期末(原則として毎年3月25日および9月25日。ただし、休業日の場合は翌日以降の最初の営業日)に、原則として以下の方針に基づき分配(実質的に投資元本の払戻しとなる分配を含みません。以下同じ。)を行います。

1. 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みません。)等の全額とします。
2. 分配金額は、原則として、各コースの決算日の直前における各外国投資信託の分配額に基づく額を払い出すことを目標に委託会社が決定します。なお、各外国投資信託の分配額は、投資収益に基づき支払われるものではなく、原則として、12ヵ月ごとに到来する特定日の1口当たりの純資産価格に所定の率を乗じて得た額に基づき分配金額が決定されます。結果として、各コースから分配される分配金額の一部または全額が、実質的な投資元本の払い戻しにより行われることがあります。
3. 収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

### 収益分配金の支払い

1. 収益分配金は、原則として毎計算期間終了日から起算して5営業日までに販売会社において支払いが開始されます。
2. 収益分配金の再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資することにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としません。)に対し、お支払いします。

## 外国投資信託の分配金と各コースの分配金の関係

### 外国投資信託の分配方針について

投資対象とする外国投資信託の分配金は、投資収益に基づくものではなく、原則として、12ヵ月ごとに到来する特定日（以下「分配金更新基準日」といいます。）の純資産価格（当初は1口＝1円）に所定の分配率（毎月分配のクラスMおよびMFは1.5%（年当たり18.0%）、年2回分配のクラスSおよびSFは3.5%（年当たり7.0%））を乗じて得た額に基づき決定されます。分配金更新基準日は、原則として毎年3月25日とし、毎月分配のクラスでは5月の分配から、年2回分配のクラスでは9月の分配から適用します。

※年当たりの率は、1回当たりの率をそれぞれ12倍あるいは2倍にしたもので、年率換算したものではありません。（以下同じ）

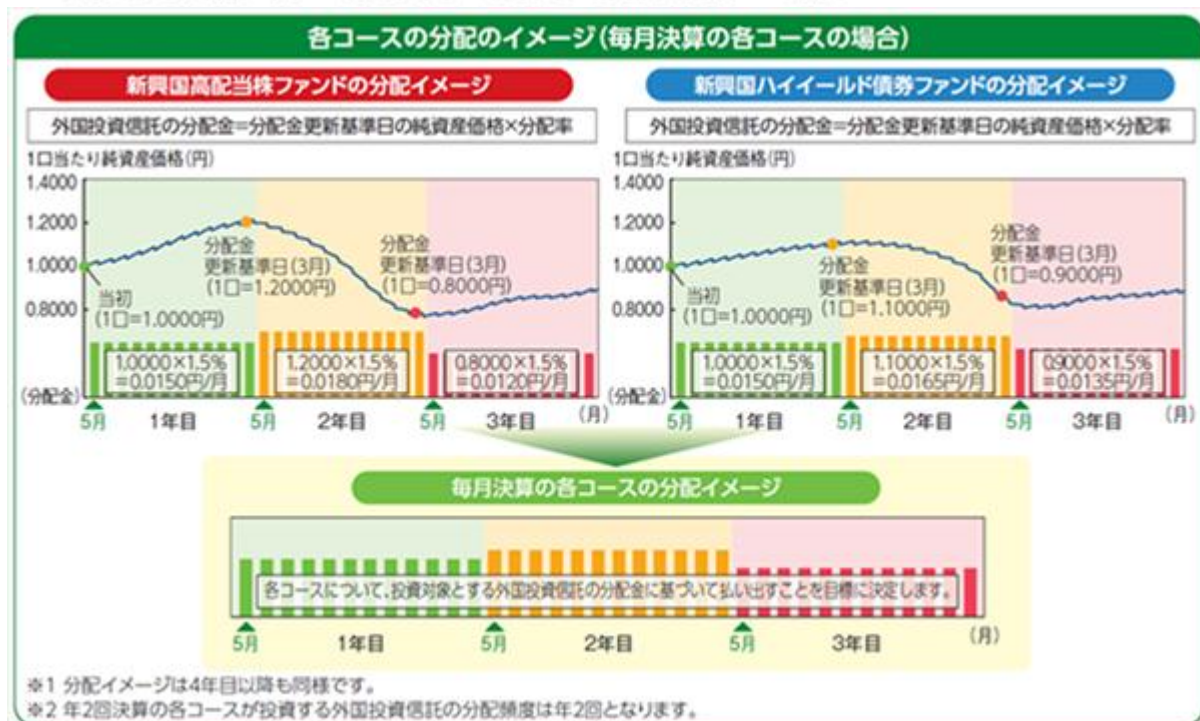
### 各コースの目標払出し額の決定（見直し）について

各コースがあらかじめ掲げる目標払出し額は、投資対象とする各外国投資信託の分配金額から、各コースが現金・その他の資産も保有することによる影響（受取分配金の減少）や運用管理費用（信託報酬）等の費用を考慮した予想額であり、原則として、目標額決定時の基準価額に対して毎月決算の各コースは1.2%（年当たり14.4%）、年2回決算の各コースは2.0%（年当たり4.0%）を乗じて得た額を上限として決定されます。

各コースの目標払出し額は、毎年3月に見直しされ、その適用は毎月決算の各コースでは5月から、年2回決算の各コースでは9月からとなります。

### 各コースの分配について

各コースの決算時の分配金額は、外国投資信託の分配額に基づいて払い出すことを目標に決定します。支払い分配金額は、目標払出し額と同額となることを目指しますが、目標払出し額を下回る場合があります。



上記はイメージ図であり、将来の各外国投資信託の純資産価格ならびに、各外国投資信託および各コースの分配金の額やその支払いについて、示唆、保証するものではありません。

各コースは外国投資信託を高位に組み入れますが、各コースの分配金額は、各コースが現金・その他の資産も保有することや、各コースで運用管理費用（信託報酬）等の費用がかかる影響を受けます。また、各コースは2つの外国投資信託を組み入れるため、各外国投資信託の純資産価格の推移および分配金の水準と各コースの基準価額の推移および分配金の水準は同一にはなりません。

分配金が支払われると外国投資信託の純資産価格ならびに各コースの基準価額は下がります。投資収益が十分でない場合に分配を行うと、外国投資信託ならびに各コースにおいては分配金の一部または全部が実質的に投資元本の払戻しとなる場合があります。その場合、外国投資信託の純資産価格ならびに各コースの基準価額が大きく下落することがあります。

各コースの分配の仕組みは、投資信託に関連する現時点の法令や税制などの諸制度を前提としています。今後、これら制度が変更された場合は、上記のような分配ができないことがあります。また、基準価額が大きく下落した場合や現金・その他の資産の保有割合が高まったときなどには、分配金額が変更になる場合があります。

## 基準価額と分配金のイメージ

分配金の支払いは基準価額の下落要因であるため、投資環境にかかわらず、分配金を多く支払うほど換金代金または償還金が少なくなります。

投資環境が好調で分配金を上回る投資収益が得られた場合、基準価額は上昇しますが、分配金を多く受け取るほど運用資産が少なくなるため再投資効果が減少し、結果として、分配金を全額再投資した場合の換金代金または償還金と比べて、その額は少なくなる傾向があります。また、投資収益が得られても、分配金よりも少ない場合には、基準価額は下落します。

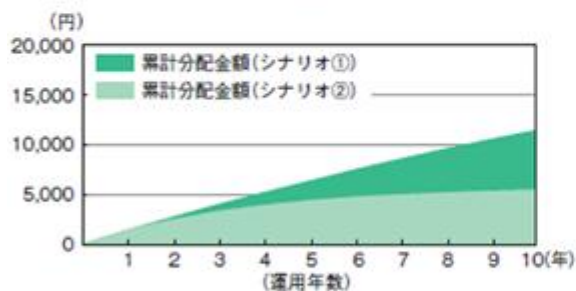
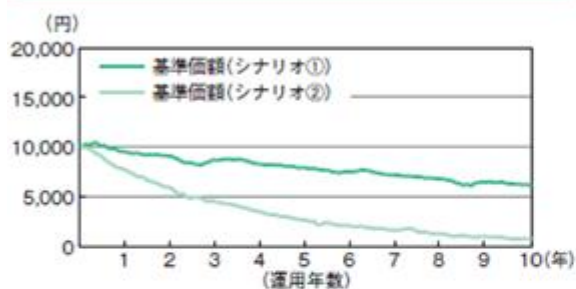
投資環境が低調で投資収益がマイナスとなった場合、分配金の支払いによる基準価額の下落に投資損失が加わることで基準価額はさらに下落し、換金代金または償還金は当初の投資元本に比べて大幅に少ない額になることがあります。

各コースの分配金は計算期間の投資収益にかかわらず支払われます。投資者の実際の損益（課税前）は、すでにお受け取りになった分配金と解約代金（または償還金）を合算した額と、申込代金（申込手数料（税込）を含む）の差額になります。

### 毎月決算の各コース

シナリオ①：投資収益率を年率プラス10%程度と仮定した場合のイメージ

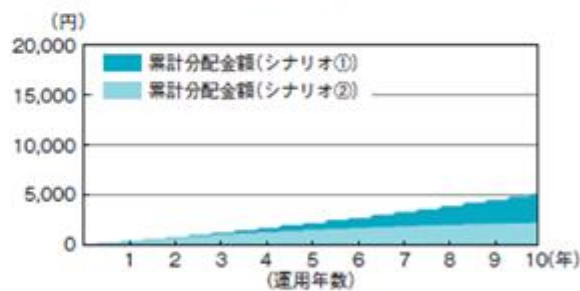
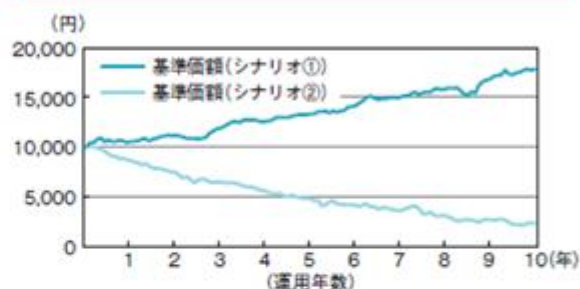
シナリオ②：投資収益率を年率マイナス10%程度と仮定した場合のイメージ



### 年2回決算の各コース

シナリオ①：投資収益率を年率プラス10%程度と仮定した場合のイメージ

シナリオ②：投資収益率を年率マイナス10%程度と仮定した場合のイメージ



上記の図は、各コースの基準価額と分配金の関係についてご理解いただくため、仮定の投資収益率のもと、運用管理費用（信託報酬）等の費用を控除せず試算した目標払出し額どおりに分配した場合の基準価額と分配金のイメージを示したものであり、実際の基準価額の推移や分配金額を示したものではありません。実際の運用では、運用管理費用（信託報酬）等の費用がかかります。

投資者が受け取る収益分配時の普通分配金ならびに換金時の値上がり益および償還時の償還差益は課税対象となります。上記の各シナリオで仮定した投資収益率は、実際の投資成果とは何ら関係がなく、運用目標や予想される下限などを示すものではありません。実際の投資収益率は各シナリオで仮定した投資収益率を大幅に下回ることもあります。各シナリオ通りの投資収益率が最終的に実現した場合であっても、期間中の基準価額の動きや分配金は、イメージ図に示されているものと異なることがあります。

## 【収益分配金に関する留意事項】

投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が  
支払われるイメージ



分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

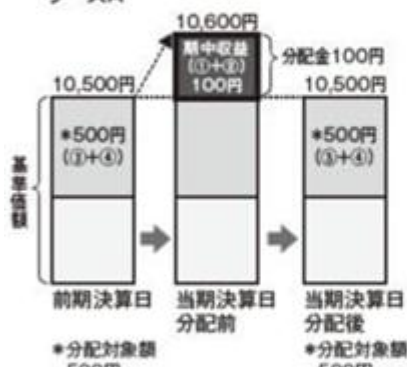
### 分配金額と基準価額の関係（イメージ）

分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

①配当等収益（経費控除後）、②有価証券売買益・評価益（経費控除後）、③分配準備積立金、④収益調整金

計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合

ケースA



計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

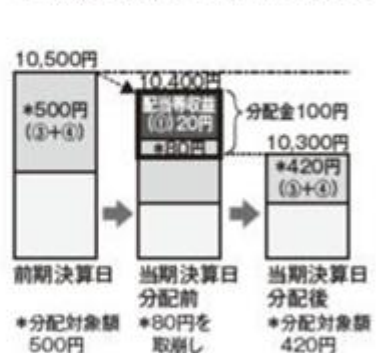
ケースB

<前期決算日から基準価額が上昇した場合>



ケースC

<前期決算日から基準価額が下落した場合>



上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

ケースA: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円=100円

ケースB: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円=50円

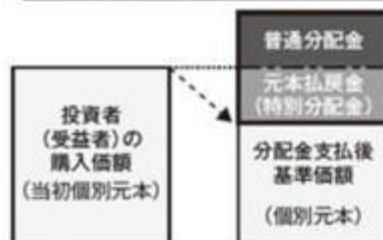
ケースC: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円=▲100円

★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではないのでご注意ください。

投資者(受益者)のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり幅が小さかった場合も同様です。

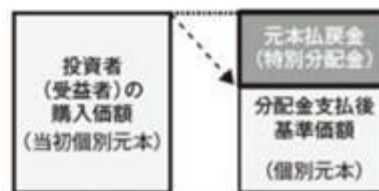
分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



(5) 【投資制限】

a. 約款で定める投資制限

投資信託証券(約款 運用の基本方針 運用方法 (3)投資制限)

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。また、同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産(約款 運用の基本方針 運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への直接投資は行いません。

株式(約款 運用の基本方針 運用方法 (3)投資制限)

株式への直接投資は行いません。

公社債(約款第17条)

買い現先取引(売戻し条件付きの買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。

信用リスク集中回避のための投資制限(約款第19条の1の2)

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

デリバティブ取引等(約款第19条の2)

委託会社は、デリバティブ取引等(この信託財産に属する投資信託証券に係る投資信託において取引されるデリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引、選択権付債券売買および商品投資等取引(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第10号に規定するものをいう。))を含みます。以下同じ。))について、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的方法により算出した額が信託財産の純資産総額を原則として超えることとならないよう管理します。

公社債の借入れ(約款第20条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
2. 前記1.の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2.の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

4. 前記1.の借入に係る品借料は信託財産中から支弁します。

#### 資金の借入れ(約款第26条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金等および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を上回らない範囲内とします。
3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

### 3【投資リスク】

(1) 各ファンドにおける主として想定されるリスクと収益性に与える影響度合い

- ・各ファンドは、主として投資信託証券への投資を通じて値動きのある有価証券等(実質的に投資する外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、元本や一定の投資成果が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。
- ・運用により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者の皆様に帰属します。
- ・投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- ・投資信託は預貯金とは異なります。
- ・各ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

各ファンドにおいて主として想定されるリスクは以下の通りですが、基準価額の変動要因はこれらに限定されるものではありません。

#### 資産配分リスク

資産配分比率が高い資産の価値が下落した場合や、複数または全ての資産の価値が同時に下落した場合等は、基準価額の下落要因となります。

資産配分リスクとは、複数資産への投資(資産配分)を行った場合に、投資成果の悪い資産への配分が大きかったため、投資全体の成果も悪くなってしまいうリスクをいいます。一般に、投資に際して資産配分を行う場合には、そのうちの1資産の価値変動が投資全体の成果に及ぼす影響度合いを小さくする効果が期待されますが、その場合にも、それぞれの資産の価値変動は、当該資産への資産配分の比率に応じて、投資全体の成果に影響を及ぼします。各ファンドでは、新興国の株式および公社債に資産配分を行いますが、収益率等の悪い資産への配分が大きい場合、すべての資産価値が下落する場合等には、各ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

#### 株価変動リスク

投資する企業の株価の下落は、基準価額の下落要因となります。

株価変動リスクとは、株式市場および投資先となっている企業の株価が下落するリスクをいいます。各ファンドが実質的に投資する企業の株価が下落した場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、各ファンドが実質的に投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合には、当該企業の株価が大きく下落することや無くなることもあり、各ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

#### 信用リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

信用リスクとは、公社債等の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金を予め決められた条件で支払うことができなくなる(債務不履行)リスクをいいます。

一般に債務不履行が生じた場合、またはその可能性が高まった場合には、当該発行体が発行する公社債および短期金融商品(コマーシャル・ペーパー等)の価格に影響を及ぼし、各投資信託証券の価格の変動を通じて各ファンドの基準価額を下落させる要因となります。

特に、各ファンドが実質的に投資するハイイールド社債は、信用度が高い高格付けの債券と比較して、相対的に高い利回りを享受することが期待できる一方で、発行体の財務内容等の変化(格付けの格下げ・格上げ)により、債券価格が大きく変動する傾向があり、かつ発行体が債務不履行に陥る可能性も高いと考えられます。各ファンドが実質的に投資を行うハイイールド社債等の発行体(国)がこうした状況に陥った場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となります。

#### 金利変動リスク

金利の上昇(公社債の価格の下落)は、基準価額の下落要因となります。

金利変動リスクとは、金利変動により公社債の価格が下落するリスクをいいます。

一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している公社債の価格は下落します。金利上昇は、各ファンドが実質的に投資する公社債の価格に影響を及ぼし、各ファンドの基準価額を下落させる要因となります。

#### 為替変動リスク

為替変動リスクとは、為替変動により外貨建資産の円換算価格が下落するリスクをいいます。

各ファンドは、実質的に外貨建資産に投資を行いますので、為替変動の影響を受けます。なお、為替変動リスクは各ファンドによって以下のとおりです。

[為替ヘッジなしコース]

為替相場の円高は、基準価額の下落要因となります。

主要投資対象とする外国投資信託（クラス）は、原則として為替取引（為替ヘッジ）を行わないため、投資対象通貨と円との外国為替相場が円高となった場合には、各コースの基準価額が下落する要因となります。

[限定為替ヘッジコース]

為替ヘッジを行っても、為替相場の変動による基準価額への影響を完全には排除できません。

主要投資対象とする外国投資信託（クラス）は、原則として米ドル売り／円買いの為替取引を行います。この為替取引により外国投資信託が保有する米ドル建資産の為替変動リスクは低減しますが、米ドル以外の通貨建資産については米ドルに対する為替変動リスクを有します。したがって、それらの通貨が米ドルに対して下落した場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、円金利が米ドル金利より低い場合、円金利と米ドル金利の金利差相当分のヘッジコストがかかります。

	各コースが投資する外国投資信託（各クラス） における為替取引
毎月決算・為替ヘッジなしコース	為替取引（為替ヘッジ）を行いません（クラスM）
年2回決算・為替ヘッジなしコース	為替取引（為替ヘッジ）を行いません（クラスS）
毎月決算・限定為替ヘッジコース	米ドル売り／円買いの為替取引を行います（クラスMF）
年2回決算・限定為替ヘッジコース	米ドル売り／円買いの為替取引を行います（クラスSF）

< 限定為替ヘッジコースが投資する外国投資信託（各クラス）の為替取引について >

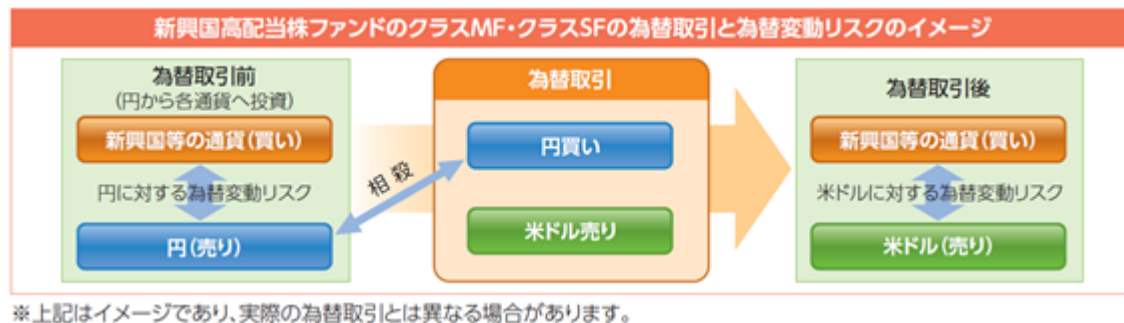
	主要保有資産	為替取引	為替取引後
新興国高配当株ファンド （クラスMF） （クラスSF）	新興国等の 通貨建資産	米ドル売り／円買い	保有する資産の発行通貨の対米ドルでの為替変動リスクがあります。 （保有する資産のうち、米ドル建資産については為替変動リスクが低減されます。）
新興国ハイイールド債券 ファンド （クラスMF） （クラスSF）	米ドル建資産	米ドル売り／円買い	保有する米ドル建て資産の対円での為替変動リスクの低減（為替ヘッジ）を図ります。

新興国高配当株ファンドのクラスMFおよびクラスSFに対して行う為替取引は、保有する資産の発行通貨について対円で為替ヘッジを行うものではなく、保有する資産を米ドルに換算した額について米ドル売り／円買いの為替取引を行うことを基本とします。これにより、米ドル建資産については為替変動リスクの低減を図りますが、米ドル以外の通貨建資産については、対米ドルでの為替変動リスクを有します（保有する資産の発行通貨が米ドルに対して下落した場合は基準価額の下落要因に、上昇した場合は基準価額の上昇要因になります。）。

米ドル建資産であっても、預託証券（DR）など米ドル以外の通貨建資産同様の値動きとなる性質を有する資産については、実質的な為替変動リスクが低減されない場合があります。



新興国ハイールド債券ファンドのクラスMFおよびクラスSFは、米ドル建資産を主要投資対象とし、米ドル売り／円買いの為替取引を行い、対円ででの為替変動リスクの低減（為替ヘッジ）を図ります。



### カントリーリスク

投資する国・地域の政治・経済の不安定化等は、基準価額の下落要因となります。

カントリーリスクとは、投資先となっている国（地域）の政治・経済・社会・国際関係等が不安定な状態、あるいは混乱した状態等に陥った場合に、当該国における資産価値や当該国通貨の価値が下落するリスクをいいます。

特に、新興国の市場は先進国の市場と比較して、経済、情報開示制度や決済システム等のインフラが未発達で、かつ市場規模も相対的に小さい市場が多く存在します。そのため、急激な金利や為替変動が起きた場合ならびに外国為替取引規制や資本規制などが実施された場合など市場に及ぼす影響は先進国以上に大きいことが予想されます。

各ファンドの実質的な投資先の国（地域）がこうした状態に陥った場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

### 流動性リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。

流動性リスクとは、有価証券を売却（または購入）しようとする際に、需要（または供給）がないため、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却（または購入）することができなくなるリスクをいいます。

一般に規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、流動性リスクへの留意が特に必要とされます。また、一般に市場を取り巻く外部環境の急変があった場合には、市場実勢価格での売買ができなくなる可能性が高まります。各ファンドが実質的に保有する株式、公社債等において流動性が損なわれた場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

各ファンドが実質的に主要投資対象とする新興国の株式やハイールド社債は、市場規模や取引量が相対的に小さいため、投資環境によっては、機動的な売買ができない可能性があります。各ファンドが実質的に保有する新興国の株式やハイールド社債等において流動性が損なわれた場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

### < その他留意点 >

- ・各ファンドが主要投資対象とする外国投資信託は、各クラスの資金をまとめて合同運用を行います（外国投資信託は各ファンドが投資するクラス以外にも、合同運用するクラスを有しているか、または将来的に有することがあります。）。当該方式は、運用の効率化に資するものですが、一方で、あるクラスにより多額の追加設定・一部解約がなされた場合やあるクラスの為替取引の損益状況等によっては、他のクラスの価格や運用が影響を受ける場合があります、そのため各ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。また、急激な為替や株価、金利変動等があった場合には、主要投資対象資産の実質的な組入比率が変動することや、あるクラス（各ファンドが投資するクラス以外のクラスを含みます。）が債務超過に陥った場合に他のクラスの価格がその影響を受ける場合があります。したがって、このような事象が起きた際には、各外国投資信託証券の価格の変動を通じて各ファンドの基準価額に影響を受ける場合があります。

また、外国投資信託を通じて各国の有価証券等に投資を行う場合、国内籍の投資信託から直接投資を行う場合に比べて、各国での源泉税率が高くなるなど税制が相対的に不利になることがあります。

- ・外国投資信託については、ファンドを管轄する国の法律、規制および税制の変更等により運用に制限が設けられる場合があります。このような場合、外国投資信託の運用成果を通じ、各ファンドの基準価額に影響を受ける可能性があります。
- ・各ファンドの信託終了等（繰上償還する場合を含みます。）に伴い、外国投資信託の信託が終了する場合、外国投資信託は償還費用を確定させるため、各ファンドの償還日より一定期日前の日をもって実質的な運用（高配当株やハイイールド社債等への投資）を止めること、および償還することがあります。この場合、各ファンドにおいては、償還日までの期間、高配当株やハイイールド社債等への投資による投資成果を享受することができなくなります。
- また、外国投資信託が信託を終了する場合、償還日までの一定期間、解約請求の受け付けを停止することがあります。この場合、各ファンドにおいては、受益者からの一部解約の実行の請求の受け付けを中止することがあります。
- ・各ファンドは、一部解約の請求金額が多額の場合や取引所等における取引の停止等があるときには、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことがあります。

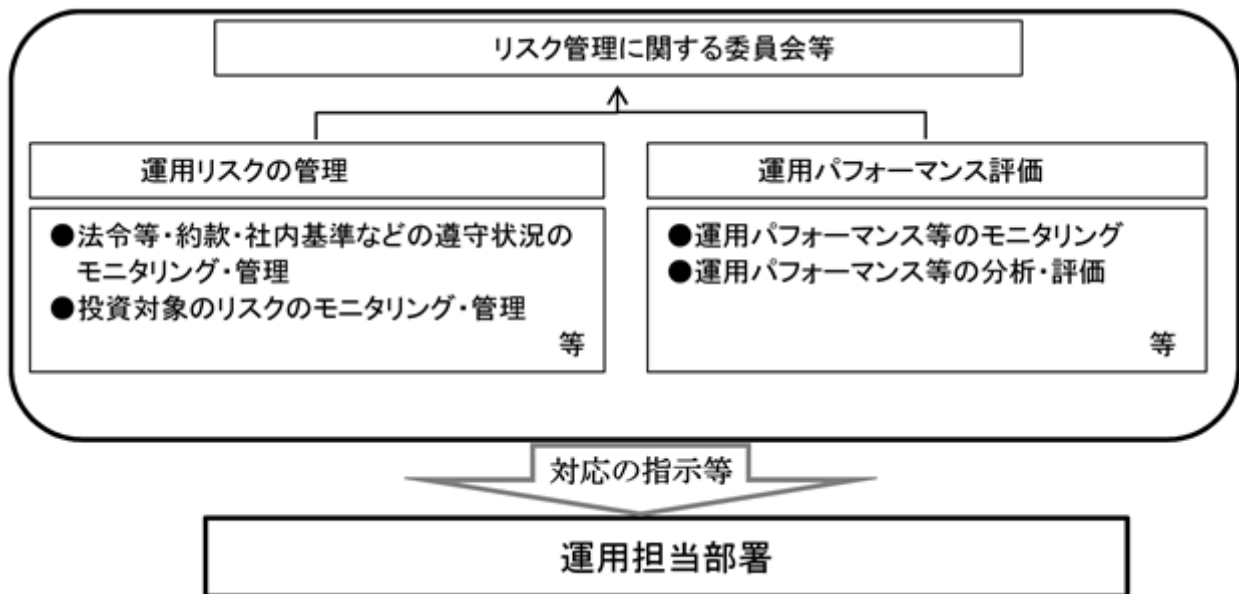
#### < 収益分配金に関する留意点 >

- ・投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・投資家（受益者）のファンドの取得価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド取得後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

## (2) リスク管理体制

委託会社におけるファンドの投資リスクに対する管理体制については、以下のとおりです。

- ・運用リスクの管理：運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。
- ・運用パフォーマンス評価：運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。
- ・リスク管理に関する委員会等：上記のとおり運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、リスク管理に関する委員会等は総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。



リスク管理体制は2019年9月30日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

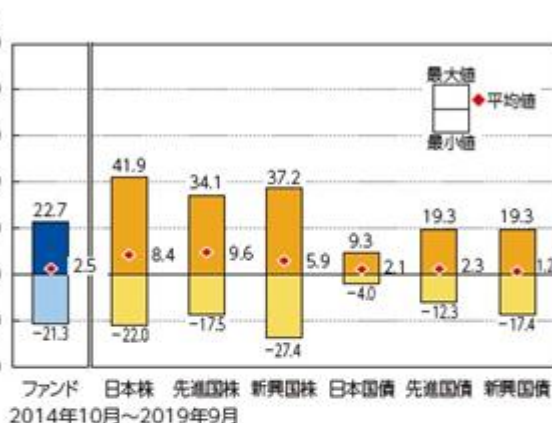
## <参考情報>

### ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

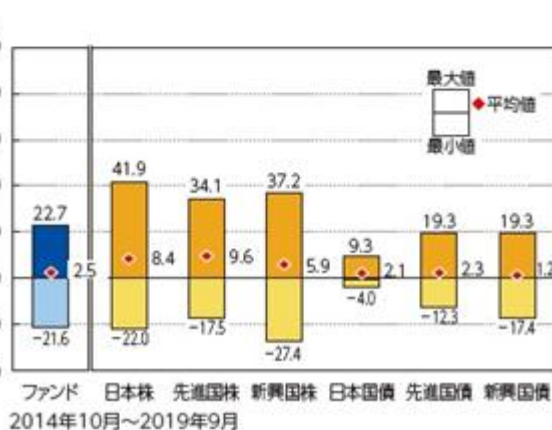
#### 毎月決算・為替ヘッジなしコース



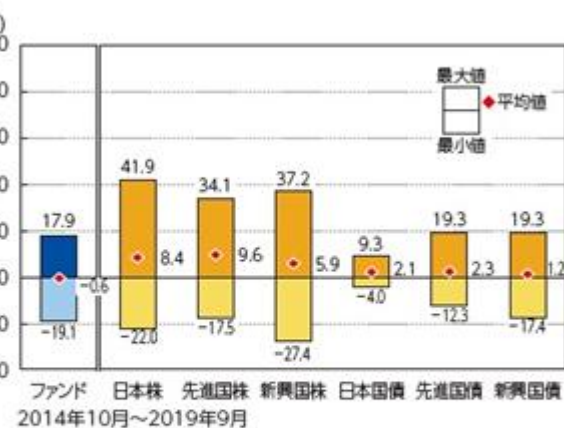
### ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



#### 年2回決算・為替ヘッジなしコース



#### 毎月決算・限定為替ヘッジコース



\*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

\*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

\*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

\*全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

## <参考情報>

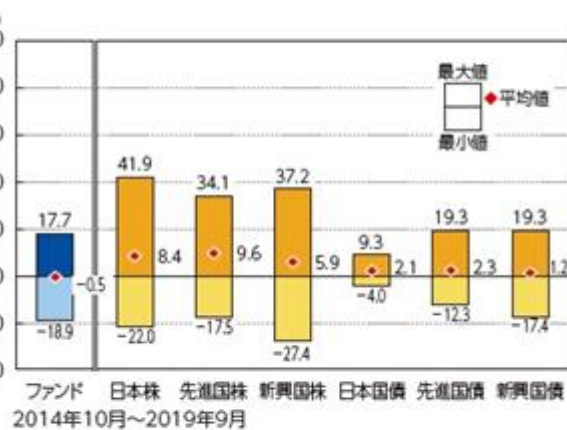
### ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

#### 年2回決算・限定為替ヘッジコース



- \*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- \*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

### ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



- \*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- \*全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

#### \*各資産クラスの指数

- 日本株…東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
  - 先進国株…MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)
  - 新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
  - 日本国債…NOMURA-BPI国債
  - 先進国債…FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)
  - 新興国債…JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースィファイド (円ベース)
- (注) 海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

- 「東証株価指数 (TOPIX)」は、東京証券取引所第一部に上場されているすべての株式の時価総額を指数化したものです。同指数は、株式会社東京証券取引所 (株東京証券取引所) の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、株東京証券取引所が有しています。
- 「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- 「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- 「NOMURA-BPI国債」は、野村證券株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
- 「FTSE世界国債インデックス (除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- 「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースィファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

#### 4【手数料等及び税金】

##### (1)【申込手数料】

申込手数料（受益権1口当たり）は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、3.3%（税抜3%）を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。なお、申込手数料には消費税等相当額が課せられます。

申込手数料については、販売会社にお問い合わせください。

「分配金再投資コース」における収益分配金は、毎計算期間末の翌営業日に原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

販売会社で支払いを受けた償還金をもって、各ファンドの受益権の取得申込みをする場合、販売会社によっては取得申込口数のうち当該償還金額の範囲内で取得する口数についての申込手数料を上記に定める申込手数料の規定にかかわらず、販売会社が独自に定めることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、償還乗換えの際に償還金の支払いを受けたことを証する書類を提示いただくことがあります。

各ファンド間のスイッチングの場合、販売会社によっては申込手数料を別に定めることがあります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

##### < 申込手数料を対価とする役務の内容 >

商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価

##### (2)【換金（解約）手数料】

ありません。

##### (3)【信託報酬等】

各ファンドの信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.298%（税抜1.18%）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分（税抜）は、次の通りとします。

委託会社	販売会社	受託会社
0.35%	0.80%	0.03%

信託報酬は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。なお、信託報酬にかかる消費税等相当額は、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率

##### (ご参考) 投資対象とする投資信託にかかる信託報酬等

エマージング・ハイ・ディビデンド・エクイティ・ファンド

信託報酬（運用報酬等）：純資産総額に対し年率0.675%程度（運用報酬：年率0.62%、受託費用：年率0.005%、事務管理費用：年率0.05%）

## エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド

信託報酬（運用報酬等）：純資産総額に対し年率0.64%程度（運用報酬：年率0.52%、受託費用：年率0.01%、事務管理費用：年率0.09%、保管費用：年率0.02%）

各ファンドが基本投資割合に基づき純資産総額相当額の各外国投資信託証券を組入れたとした場合、年率0.661%程度の負担となり、全体として受益者が負担する実質的な信託報酬は、信託財産の純資産総額に対し、年率1.959%程度（税込）となります。

なお、エマージング・ハイ・ディビデンド・エクイティ・ファンドおよびエマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの信託報酬（運用報酬等）については、年次等による最低費用等が設定されているものがあり、各外国投資信託の純資産総額によっては、上記の率を実質的に超える場合があります。

また、上記の実質的な信託報酬は、各ファンドが基本投資割合に基づき純資産総額相当額の外国投資信託を組入れた場合について算出したもので、実際の組入比率により変動します。また、この他に定率により計算されない「その他の費用等」がかかります。

## &lt; 信託報酬等を対価とする役務の内容 &gt;

委託会社	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

## （４）【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、特定資産の価格等の調査に要する費用および当該費用に係る消費税等相当額、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用に係る消費税等相当額、外国における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息および資金の借入れを行った際の当該借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、当該費用にかかる消費税等相当額とともに毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。

各ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料等およびこれら手数料にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

受益者が各ファンドを解約する際には、信託財産留保額（１口につき、解約請求受付日の翌営業日の基準価額の0.3%）をご負担いただきます。

「その他の費用等」については、各ファンドが投資対象とする投資信託（投資対象ファンド）において発生する場合、その信託財産中から支弁されます。これらはそのファンドの価格に反映されるため、結果として各ファンドの受益者が間接的に負担することとなります。

(ご参考) 投資対象とする投資信託証券における別途かかる費用等については、以下のとおりです。

#### エマージング・ハイ・ディビデンド・エクイティ・ファンド

- (1) 申込手数料：ありません。
- (2) 換金(解約)手数料：ありません。
- (3) その他の費用：信託財産に関する租税、組入有価証券売買の際に発生する売買手数料、資産の保管等に要する費用、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査に要する費用、法律関係の費用およびファンド設立に係る費用、借入金の利息および立替金の利息 等

#### エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド

- (1) 申込手数料：ありません。
- (2) 換金(解約)手数料：ありません。
- (3) その他の費用：信託財産に関する租税、組入有価証券売買の際に発生する売買手数料、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査に要する費用、法律関係の費用およびファンド設立に係る費用、借入金の利息および立替金の利息 等

### (5) 【課税上の取扱い】

各ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

#### 個人の受益者に対する課税

##### 収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315% (所得税15.315% (復興特別所得税を含みます。 ) および地方税5%) の税率で源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税 (配当控除の適用なし) のいずれかを選択することもできます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

##### 解約時および償還時

解約時および償還時の差益 (譲渡益) については、譲渡所得として、20.315% (所得税15.315% (復興特別所得税を含みます。 ) および地方税5%) の税率での申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座 (源泉徴収口座) を利用する場合、20.315% (所得税15.315% (復興特別所得税を含みます。 ) および地方税5%) の税率による源泉徴収が行われます。

解約価額および償還価額から取得費用 (申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を含みます。 ) を控除した利益。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

##### 損益通算について

解約 (換金) 時および償還時の差損 (譲渡損) については、確定申告を行うことにより上場株式等 (上場株式、上場投資信託 (ETF)、上場不動産投資信託 (REIT)、公募株式投資信託および特定公社債等 (公募公社債投資信託を含みます。 ) など。以下同じ。 ) の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得および利子所得の金額 (配当所得については申告分離課税を選択したものに限り。 ) との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定口座 (源泉徴収口座) をご利用の場合、その口座内において損益通算を行います (確定申告不要)。詳しくは販売会社にお問い合わせください。



少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」をご利用の場合  
NISAおよびジュニアNISAは、上場株式や公募株式投資信託などにかかる非課税制度です。毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、同非課税口座内で少額上場株式等にかかる譲渡損失が生じた場合には、課税上譲渡損失はないものとみなされ、他の口座の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得等の金額との損益通算を行うことはできませんので、ご注意ください。

#### 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。））の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

2020年1月1日以降の分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は、2019年9月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

#### 個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

##### < 個別元本について >

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで同一ファンドの受益権を取得する場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。

収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の< 収益分配金の課税について >を参照。）

< 収益分配金の課税について >

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配の際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

## 5【運用状況】

## (1)【投資状況】

みずほ新興国ハイインカムファンド（目標払出し型）毎月決算・為替ヘッジなしコース

令和1年9月30日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	1,064,078,061	98.60
内 ケイマン諸島	1,064,078,061	98.60
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	15,116,887	1.40
純資産総額	1,079,194,948	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

みずほ新興国ハイインカムファンド（目標払出し型）年2回決算・為替ヘッジなしコース

令和1年9月30日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	132,454,422	98.07
内 ケイマン諸島	132,454,422	98.07
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	2,612,558	1.93
純資産総額	135,066,980	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

みずほ新興国ハイインカムファンド（目標払出し型）毎月決算・限定為替ヘッジコース

令和1年9月30日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	192,559,695	98.02
内 ケイマン諸島	192,559,695	98.02
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	3,884,418	1.98
純資産総額	196,444,113	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

みずほ新興国ハイインカムファンド（目標払出し型）年2回決算・限定為替ヘッジコース

令和1年9月30日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	23,020,875	98.03
内 ケイマン諸島	23,020,875	98.03
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	462,169	1.97
純資産総額	23,483,044	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

## (2) 【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

みずほ新興国ハイインカムファンド(目標払出し型)毎月決算・為替ヘッジなしコース

令和1年9月30日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	エマージング・ハイ・ディ ビデンド・エクイティ・ ファンド(クラスM) ケイマン諸島	投資信 託受益 証券	2,010,350,679	0.3147 632,858,393	0.3146 632,456,323	- -	58.60
2	エマージング・ハイ・イー ルド・ボンド・ファンド (クラスM) ケイマン諸島	投資信 託受益 証券	1,256,175,025	0.3410 428,481,301	0.3436 431,621,738	- -	39.99

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

令和1年9月30日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.60
合計	98.60

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

みずほ新興国ハイインカムファンド(目標払出し型)年2回決算・為替ヘッジなしコース

令和1年9月30日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	エマージング・ハイ・ディ ビデンド・エクイティ・ ファンド(クラスS) ケイマン諸島	投資信 託受益 証券	106,636,470	0.7387 78,783,024	0.7382 78,719,042	- -	58.28
2	エマージング・ハイ・イー ルド・ボンド・ファンド (クラスS) ケイマン諸島	投資信 託受益 証券	68,873,854	0.7744 53,342,799	0.7802 53,735,380	- -	39.78

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

令和1年9月30日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.07
合計	98.07

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

## 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

## みずほ新興国ハイインカムファンド(目標払出し型)毎月決算・限定為替ヘッジコース

令和1年9月30日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	エマージング・ハイ・ディ ビデンド・エクイティ・ ファンド(クラスMF) ケイマン諸島	投資信 託受益 証券	447,062,545	0.2580 115,386,842	0.2559 114,403,305	- -	58.24
2	エマージング・ハイ・イー ルド・ボンド・ファンド (クラスMF) ケイマン諸島	投資信 託受益 証券	288,506,425	0.2708 78,156,390	0.2709 78,156,390	- -	39.79

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

## 投資有価証券の種類別投資比率

令和1年9月30日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.02
合計	98.02

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

## 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

## みずほ新興国ハイインカムファンド(目標払出し型)年2回決算・限定為替ヘッジコース

令和1年9月30日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	エマージング・ハイ・ディ ビデンド・エクイティ・ ファンド(クラスSF) ケイマン諸島	投資信 託受益 証券	22,208,324	0.6162 13,686,990	0.6110 13,569,285	- -	57.78
2	エマージング・ハイ・イー ルド・ボンド・ファンド (クラスSF) ケイマン諸島	投資信 託受益 証券	14,712,936	0.6424 9,453,061	0.6424 9,451,590	- -	40.25

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

## 投資有価証券の種類別投資比率

令和1年9月30日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	98.03
合計	98.03

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

## 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

## 【投資不動産物件】

みずほ新興国ハイインカムファンド（目標払出し型）毎月決算・為替ヘッジなしコース

該当事項はありません。

みずほ新興国ハイインカムファンド（目標払出し型）年2回決算・為替ヘッジなしコース

該当事項はありません。

みずほ新興国ハイインカムファンド（目標払出し型）毎月決算・限定為替ヘッジコース

該当事項はありません。

みずほ新興国ハイインカムファンド（目標払出し型）年2回決算・限定為替ヘッジコース

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

みずほ新興国ハイインカムファンド（目標払出し型）毎月決算・為替ヘッジなしコース

該当事項はありません。

みずほ新興国ハイインカムファンド（目標払出し型）年2回決算・為替ヘッジなしコース

該当事項はありません。

みずほ新興国ハイインカムファンド（目標払出し型）毎月決算・限定為替ヘッジコース

該当事項はありません。

みずほ新興国ハイインカムファンド（目標払出し型）年2回決算・限定為替ヘッジコース

該当事項はありません。

## （3）【運用実績】

## 【純資産の推移】

みずほ新興国ハイインカムファンド（目標払出し型）毎月決算・為替ヘッジなしコース

直近日（令和1年9月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （百万円）	純資産総額 （分配付） （百万円）	1口当たりの 純資産額 （分配落）（円）	1口当たりの 純資産額 （分配付）（円）
第1特定期間末 （平成25年 9月25日）	35,289	35,752	0.9153	0.9273
第2特定期間末 （平成26年 3月25日）	18,831	19,100	0.8414	0.8534
第3特定期間末 （平成26年 9月25日）	10,260	10,372	0.9178	0.9278

第4特定期間末 (平成27年 3月25日)	6,761	6,841	0.8418	0.8518
第5特定期間末 (平成27年 9月25日)	4,398	4,461	0.7019	0.7119
第6特定期間末 (平成28年 3月25日)	3,261	3,313	0.6228	0.6328
第7特定期間末 (平成28年 9月26日)	2,572	2,604	0.5669	0.5739
第8特定期間末 (平成29年 3月27日)	2,406	2,434	0.6092	0.6162
第9特定期間末 (平成29年 9月25日)	2,340	2,367	0.6062	0.6132
第10特定期間末 (平成30年 3月26日)	1,972	1,997	0.5491	0.5561
第11特定期間末 (平成30年 9月25日)	1,530	1,549	0.5119	0.5184
第12特定期間末 (平成31年 3月25日)	1,307	1,325	0.4743	0.4808
第13特定期間末 (令和1年9月25日)	1,079	1,093	0.4259	0.4314
平成30年9月末日	1,533	-	0.5185	-
10月末日	1,405	-	0.4839	-
11月末日	1,416	-	0.4890	-
12月末日	1,305	-	0.4608	-
平成31年1月末日	1,343	-	0.4800	-
2月末日	1,367	-	0.4899	-
3月末日	1,299	-	0.4725	-
4月末日	1,293	-	0.4774	-
令和1年5月末日	1,201	-	0.4471	-
6月末日	1,203	-	0.4515	-
7月末日	1,183	-	0.4495	-
8月末日	1,083	-	0.4152	-
9月末日	1,079	-	0.4269	-

## みずほ新興国ハイインカムファンド（目標払出し型）年2回決算・為替ヘッジなしコース

直近日（令和1年9月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （百万円）	純資産総額 （分配付） （百万円）	1口当たりの 純資産額 （分配落）（円）	1口当たりの 純資産額 （分配付）（円）
第1計算期間末 （平成25年 9月25日）	4,731	4,830	0.9557	0.9757
第2計算期間末 （平成26年 3月25日）	2,225	2,272	0.9331	0.9531
第3計算期間末 （平成26年 9月25日）	1,023	1,041	1.0748	1.0933
第4計算期間末 （平成27年 3月25日）	679	691	1.0382	1.0567
第5計算期間末 （平成27年 9月25日）	421	430	0.9102	0.9307
第6計算期間末 （平成28年 3月25日）	306	313	0.8634	0.8839
第7計算期間末 （平成28年 9月26日）	260	265	0.8312	0.8482
第8計算期間末 （平成29年 3月27日）	264	269	0.9399	0.9569
第9計算期間末 （平成29年 9月25日）	232	237	0.9848	1.0033
第10計算期間末 （平成30年 3月26日）	204	208	0.9393	0.9578
第11計算期間末 （平成30年 9月25日）	180	183	0.9241	0.9426
第12計算期間末 （平成31年 3月25日）	143	146	0.9085	0.9270
第13計算期間末 （令和1年9月25日）	134	137	0.8638	0.8818
平成30年9月末日	182	-	0.9359	-
10月末日	171	-	0.8846	-
11月末日	173	-	0.9057	-
12月末日	152	-	0.8640	-
平成31年1月末日	145	-	0.9130	-
2月末日	149	-	0.9446	-
3月末日	142	-	0.9050	-
4月末日	145	-	0.9265	-
令和1年5月末日	138	-	0.8781	-
6月末日	141	-	0.8994	-
7月末日	142	-	0.9064	-
8月末日	133	-	0.8487	-
9月末日	135	-	0.8657	-



## みずほ新興国ハイインカムファンド（目標払出し型）毎月決算・限定為替ヘッジコース

直近日（令和1年9月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （百万円）	純資産総額 （分配付） （百万円）	1口当たりの 純資産額 （分配落）（円）	1口当たりの 純資産額 （分配付）（円）
第1特定期間末 （平成25年 9月25日）	5,739	5,814	0.9167	0.9287
第2特定期間末 （平成26年 3月25日）	3,056	3,101	0.8100	0.8220
第3特定期間末 （平成26年 9月25日）	1,582	1,600	0.8277	0.8372
第4特定期間末 （平成27年 3月25日）	1,042	1,057	0.6802	0.6897
第5特定期間末 （平成27年 9月25日）	754	765	0.5682	0.5762
第6特定期間末 （平成28年 3月25日）	548	556	0.5323	0.5403
第7特定期間末 （平成28年 9月26日）	522	528	0.5398	0.5458
第8特定期間末 （平成29年 3月27日）	414	418	0.5227	0.5287
第9特定期間末 （平成29年 9月25日）	363	368	0.5126	0.5186
第10特定期間末 （平成30年 3月26日）	335	339	0.4897	0.4957
第11特定期間末 （平成30年 9月25日）	245	248	0.4202	0.4257
第12特定期間末 （平成31年 3月25日）	231	235	0.3922	0.3977
第13特定期間末 （令和1年9月25日）	197	199	0.3547	0.3592
平成30年9月末日	246	-	0.4228	-
10月末日	224	-	0.3951	-
11月末日	225	-	0.3964	-
12月末日	214	-	0.3809	-
平成31年1月末日	222	-	0.3993	-
2月末日	222	-	0.4021	-
3月末日	229	-	0.3879	-
4月末日	230	-	0.3875	-
令和1年5月末日	208	-	0.3672	-
6月末日	212	-	0.3766	-
7月末日	208	-	0.3711	-
8月末日	195	-	0.3495	-
9月末日	196	-	0.3529	-

## みずほ新興国ハイインカムファンド（目標払出し型）年2回決算・限定為替ヘッジコース

直近日（令和1年9月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （百万円）	純資産総額 （分配付） （百万円）	1口当たりの 純資産額 （分配落）（円）	1口当たりの 純資産額 （分配付）（円）
第1計算期間末 （平成25年 9月25日）	779	795	0.9573	0.9773
第2計算期間末 （平成26年 3月25日）	369	378	0.8993	0.9193
第3計算期間末 （平成26年 9月25日）	183	187	0.9684	0.9864
第4計算期間末 （平成27年 3月25日）	125	128	0.8436	0.8616
第5計算期間末 （平成27年 9月25日）	88	90	0.7449	0.7614
第6計算期間末 （平成28年 3月25日）	62	63	0.7451	0.7616
第7計算期間末 （平成28年 9月26日）	57	59	0.7947	0.8092
第8計算期間末 （平成29年 3月27日）	59	60	0.8103	0.8248
第9計算期間末 （平成29年 9月25日）	33	34	0.8380	0.8540
第10計算期間末 （平成30年 3月26日）	33	34	0.8432	0.8592
第11計算期間末 （平成30年 9月25日）	29	30	0.7634	0.7799
第12計算期間末 （平成31年 3月25日）	25	26	0.7578	0.7743
第13計算期間末 （令和1年9月25日）	23	24	0.7262	0.7412
平成30年9月末日	29	-	0.7681	-
10月末日	27	-	0.7278	-
11月末日	27	-	0.7402	-
12月末日	26	-	0.7215	-
平成31年1月末日	28	-	0.7669	-
2月末日	27	-	0.7829	-
3月末日	24	-	0.7494	-
4月末日	24	-	0.7594	-
令和1年5月末日	23	-	0.7287	-
6月末日	24	-	0.7579	-
7月末日	24	-	0.7561	-
8月末日	23	-	0.7214	-
9月末日	23	-	0.7224	-

## 【分配の推移】

みずほ新興国ハイインカムファンド（目標払出し型）毎月決算・為替ヘッジなしコース

	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	0.0600
第2特定期間	0.0720
第3特定期間	0.0620
第4特定期間	0.0600
第5特定期間	0.0600
第6特定期間	0.0600
第7特定期間	0.0450
第8特定期間	0.0420
第9特定期間	0.0420
第10特定期間	0.0420
第11特定期間	0.0395
第12特定期間	0.0390
第13特定期間	0.0350

みずほ新興国ハイインカムファンド（目標払出し型）年2回決算・為替ヘッジなしコース

	1口当たりの分配金（円）
第1計算期間	0.0200
第2計算期間	0.0200
第3計算期間	0.0185
第4計算期間	0.0185
第5計算期間	0.0205
第6計算期間	0.0205
第7計算期間	0.0170
第8計算期間	0.0170
第9計算期間	0.0185
第10計算期間	0.0185
第11計算期間	0.0185
第12計算期間	0.0185
第13計算期間	0.0180

## みずほ新興国ハイインカムファンド(目標払出し型)毎月決算・限定為替ヘッジコース

	1口当たりの分配金(円)
第1特定期間	0.0600
第2特定期間	0.0720
第3特定期間	0.0595
第4特定期間	0.0570
第5特定期間	0.0495
第6特定期間	0.0480
第7特定期間	0.0380
第8特定期間	0.0360
第9特定期間	0.0360
第10特定期間	0.0360
第11特定期間	0.0335
第12特定期間	0.0330
第13特定期間	0.0290

## みずほ新興国ハイインカムファンド(目標払出し型)年2回決算・限定為替ヘッジコース

	1口当たりの分配金(円)
第1計算期間	0.0200
第2計算期間	0.0200
第3計算期間	0.0180
第4計算期間	0.0180
第5計算期間	0.0165
第6計算期間	0.0165
第7計算期間	0.0145
第8計算期間	0.0145
第9計算期間	0.0160
第10計算期間	0.0160
第11計算期間	0.0165
第12計算期間	0.0165
第13計算期間	0.0150

## 【収益率の推移】

みずほ新興国ハイインカムファンド（目標払出し型）毎月決算・為替ヘッジなしコース

	収益率（％）
第1特定期間	2.47
第2特定期間	0.21
第3特定期間	16.45
第4特定期間	1.74
第5特定期間	9.49
第6特定期間	2.72
第7特定期間	1.75
第8特定期間	14.87
第9特定期間	6.40
第10特定期間	2.49
第11特定期間	0.42
第12特定期間	0.27
第13特定期間	2.8

（注1）収益率は期間騰落率です。

（注2）各特定期間中の分配金累計額を加算して算出しています。

（注3）特定期間末が令和1年8月29日以前の収益率については、小数点第2位で表示しています。

みずほ新興国ハイインカムファンド（目標払出し型）年2回決算・為替ヘッジなしコース

	収益率（％）
第1計算期間	2.43
第2計算期間	0.27
第3計算期間	17.17
第4計算期間	1.68
第5計算期間	10.35
第6計算期間	2.89
第7計算期間	1.76
第8計算期間	15.12
第9計算期間	6.75
第10計算期間	2.74
第11計算期間	0.35
第12計算期間	0.31
第13計算期間	2.9

（注1）収益率は期間騰落率です。

（注2）計算期間末が令和1年8月29日以前の収益率については、小数点第2位で表示しています。

## みずほ新興国ハイインカムファンド（目標払出し型）毎月決算・限定為替ヘッジコース

	収益率（％）
第1特定期間	2.33
第2特定期間	3.79
第3特定期間	9.53
第4特定期間	10.93
第5特定期間	9.19
第6特定期間	2.13
第7特定期間	8.55
第8特定期間	3.50
第9特定期間	4.96
第10特定期間	2.56
第11特定期間	7.35
第12特定期間	1.19
第13特定期間	2.2

（注1）収益率は期間騰落率です。

（注2）各特定期間中の分配金累計額を加算して算出しています。

（注3）特定期間末が令和1年8月29日以前の収益率については、小数点第2位で表示しています。

## みずほ新興国ハイインカムファンド（目標払出し型）年2回決算・限定為替ヘッジコース

	収益率（％）
第1計算期間	2.27
第2計算期間	3.97
第3計算期間	9.69
第4計算期間	11.03
第5計算期間	9.74
第6計算期間	2.24
第7計算期間	8.60
第8計算期間	3.79
第9計算期間	5.39
第10計算期間	2.53
第11計算期間	7.51
第12計算期間	1.43
第13計算期間	2.2

（注1）収益率は期間騰落率です。

（注2）計算期間末が令和1年8月29日以前の収益率については、小数点第2位で表示しています。

## (4) 【設定及び解約の実績】

みずほ新興国ハイインカムファンド(目標払出し型)毎月決算・為替ヘッジなしコース

	設定口数	解約口数
第1特定期間	38,932,717,883	376,178,340
第2特定期間	2,114,390,630	18,288,675,916
第3特定期間	529,469,779	11,731,454,593
第4特定期間	83,862,465	3,231,763,075
第5特定期間	312,017,458	2,077,817,311
第6特定期間	235,825,361	1,266,137,743
第7特定期間	162,463,918	860,718,082
第8特定期間	85,859,771	673,015,236
第9特定期間	253,797,591	343,363,650
第10特定期間	133,860,637	402,374,692
第11特定期間	432,826	603,466,906
第12特定期間	154,764	232,839,937
第13特定期間	449,199	223,600,912

(注1) 本邦外における設定及び解約はありません。

(注2) 第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

みずほ新興国ハイインカムファンド(目標払出し型)年2回決算・為替ヘッジなしコース

	設定口数	解約口数
第1計算期間	5,088,355,174	137,963,512
第2計算期間	154,297,913	2,720,057,212
第3計算期間	54,891,755	1,487,051,789
第4計算期間	27,245,456	325,591,955
第5計算期間	22,355,128	213,730,843
第6計算期間	0	107,661,279
第7計算期間	22,000,000	63,522,452
第8計算期間	12,039,560	44,289,465
第9計算期間	1,616,038	46,403,747
第10計算期間	500,000	19,643,110
第11計算期間	0	22,419,963
第12計算期間	0	37,000,000
第13計算期間	50,000	2,000,000

(注1) 本邦外における設定及び解約はありません。

(注2) 第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

## みずほ新興国ハイインカムファンド(目標払出し型)毎月決算・限定為替ヘッジコース

	設定口数	解約口数
第1特定期間	6,349,569,079	88,367,134
第2特定期間	104,629,875	2,592,637,188
第3特定期間	48,032,271	1,909,229,529
第4特定期間	47,470,000	426,467,992
第5特定期間	54,955,680	259,717,315
第6特定期間	29,588,311	328,319,514
第7特定期間	73,563,178	134,377,207
第8特定期間	31,928	176,397,388
第9特定期間	10,010,500	92,263,867
第10特定期間	12,119,399	36,660,000
第11特定期間	6,073,593	107,376,146
第12特定期間	40,415,105	33,310,000
第13特定期間	4,587,896	39,244,561

(注1) 本邦外における設定及び解約はありません。

(注2) 第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

## みずほ新興国ハイインカムファンド(目標払出し型)年2回決算・限定為替ヘッジコース

	設定口数	解約口数
第1計算期間	838,022,768	24,178,356
第2計算期間	0	402,531,063
第3計算期間	0	221,335,771
第4計算期間	100,000	41,356,709
第5計算期間	0	29,300,000
第6計算期間	0	35,806,235
第7計算期間	0	10,688,563
第8計算期間	0	0
第9計算期間	0	32,840,000
第10計算期間	0	0
第11計算期間	0	1,400,000
第12計算期間	0	4,600,000
第13計算期間	0	1,579,835

(注1) 本邦外における設定及び解約はありません。

(注2) 第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。



## 参考情報

データの基準日:2019年9月30日

## 基準価額・純資産の推移

◀2013年4月8日～2019年9月30日▶

## 毎月決算・為替ヘッジなしコース



## 年2回決算・為替ヘッジなしコース



## 毎月決算・限定為替ヘッジコース



## 年2回決算・限定為替ヘッジコース



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。(設定日:2013年4月8日)

## 分配の推移(税引前)

## 毎月決算・為替ヘッジなしコース

2019年 5月	55円
2019年 6月	65円
2019年 7月	55円
2019年 8月	55円
2019年 9月	55円
直近1年間累計	740円
設定来累計	6,585円

## 年2回決算・為替ヘッジなしコース

2017年 9月	185円
2018年 3月	185円
2018年 9月	185円
2019年 3月	185円
2019年 9月	180円
設定来累計	2,440円

## 毎月決算・限定為替ヘッジコース

2019年 5月	45円
2019年 6月	55円
2019年 7月	45円
2019年 8月	45円
2019年 9月	45円
直近1年間累計	620円
設定来累計	5,875円

## 年2回決算・限定為替ヘッジコース

2017年 9月	160円
2018年 3月	160円
2018年 9月	165円
2019年 3月	165円
2019年 9月	150円
設定来累計	2,180円

※分配金は1万口当たりです。

- 掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。  
○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

## 主要な資産の状況

### ■みずほ新興国ハイインカムファンド(目標払出し型)

※比率(%)は、各コースの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

#### 毎月決算・為替ヘッジなしコース

##### ■組入銘柄

順位	銘柄名	比率(%)
1	エマーヅング・ハイ・ディビデンド・エクイティ・ファンド(クラスM)	58.60
2	エマーヅング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(クラスM)	39.99

#### 毎月決算・限定為替ヘッジコース

##### ■組入銘柄

順位	銘柄名	比率(%)
1	エマーヅング・ハイ・ディビデンド・エクイティ・ファンド(クラスMF)	58.24
2	エマーヅング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(クラスMF)	39.79

#### 年2回決算・為替ヘッジなしコース

##### ■組入銘柄

順位	銘柄名	比率(%)
1	エマーヅング・ハイ・ディビデンド・エクイティ・ファンド(クラスS)	58.28
2	エマーヅング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(クラスS)	39.78

#### 年2回決算・限定為替ヘッジコース

##### ■組入銘柄

順位	銘柄名	比率(%)
1	エマーヅング・ハイ・ディビデンド・エクイティ・ファンド(クラスSF)	57.78
2	エマーヅング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(クラスSF)	40.25

### ■エマーヅング・ハイ・ディビデンド・エクイティ・ファンド

#### 組入上位10銘柄

※データの基準日:2019年9月27日

※比率(%)は、当該外国投資信託の純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	国/地域	業種	比率(%)
1	三星電子	韓国	テクノロジー・ソフトウェア	5.2
2	台湾セミコンダクター	台湾	半導体・半導体製造装置	5.2
3	インフォシス(ADR)	インド	ソフトウェア・サービス	2.5
4	中国建設銀行	中国	銀行	2.2
5	ピナアン・インシュアランス	中国	保険	2.2
6	中国工商銀行	中国	銀行	1.8
7	メディアテック	台湾	半導体・半導体製造装置	1.8
8	B3 SAブラジル・ボルサ・バルカオン	ブラジル	各種金融	1.6
9	リライアンス・インダストリーズ(GDR)	インド	エネルギー	1.4
10	インベスティメント・スタウ	ブラジル	銀行	1.4

### ■エマーヅング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド

#### 組入上位10銘柄

※データの基準日:2019年9月27日

※比率(%)は、当該外国投資信託の純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	国/地域	比率(%)
1	ブラジル石油公社(ペトロbras)	ブラジル	7.7
2	ブラジル石油公社(ペトロbras)	ブラジル	5.8
3	ウルトラパール・インターナショナル	ブラジル	4.0
4	DAE ファンディング	アラブ首長国連邦	4.0
5	ルモ	ブラジル	4.0
6	MGM チャイナ	マカオ	4.0
7	グルーポ・セメントス・デ・チウワ	メキシコ	3.9
8	チャイナ SCE グループ・ホールディングス	中国	3.9
9	ボルカン	ペルー	3.9
10	チャイナ・アオユエン・グループ	中国	3.9

## 年間収益率の推移(暦年ベース)

#### 毎月決算・為替ヘッジなしコース



#### 年2回決算・為替ヘッジなしコース



#### 毎月決算・限定為替ヘッジコース



#### 年2回決算・限定為替ヘッジコース



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2013年は設定日から年末までの収益率、および2019年については年初から基準日までの収益率を表示しています。

※各コースにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

- (1) 各ファンドのお申込みは、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後3時までにお買付けのお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受け付けにかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みといたします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については翌営業日のお取扱いとなります。ただし、取得申込日が、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、ニューヨークの銀行、またはロンドンの銀行のいずれかの休業日にあたる場合には、お申込み（スイッチングのお申込みを含みます。）の受け付けはいたしません。
- (2) 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。
- (3) お申込みには、収益の分配がなされた場合に分配金を受領する「分配金受取コース」と、分配金は原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資される「分配金再投資コース」の2つの申込方法があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (4) 申込単位は、各販売会社が定める単位とします。申込単位については、販売会社にお問い合わせください。
- (5) 取得申込者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (6) 取得申込みにかかる受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社が別に定める申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。
- (7) 販売会社において金額買付（申込単位が金額にて表示されている場合）による申込みをされた場合、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額は申込代金の中から差し引かれます。
- (8) 各ファンド間の乗換え（スイッチング）による受益権の取得申込みにかかる受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社が別に定めるスイッチングにかかる申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。

スイッチングとは、「みずほ新興国ハイインカムファンド（目標払出し型）」を構成するいずれかのファンドを換金（解約請求）すると同時に「みずほ新興国ハイインカムファンド（目標払出し型）」を構成する他のファンドの取得申込みを行う取引をいい、ファンドの換金代金がそのまま取得申込代金に充当されます。

販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合、スイッチングの取扱いに一定の制限を設ける場合、スイッチングの申込単位等を別に定める場合、スイッチングの際に「分配金受取コース」、「分配金再投資コース」間の変更を受け付けない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

スイッチングの際には、解約請求時と同様の費用および税金（課税対象者の場合）がかかりますのでご注意ください。

・換金の際には信託財産留保額（1口につき、解約請求受付日の翌営業日の基準価額の0.3%）が差し引かれます。
- (9) 販売会社によっては「みずほ新興国ハイインカムファンド（目標払出し型）」を構成するいずれかのファンドを取扱っていない場合があります。詳しくは販売会社または委託会社にお問い合わせください。

- (10) 収益分配金の再投資に関する契約に基づき、収益分配金を再投資する際は、1口単位で購入できるものとし、なお、その際の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。
- (11) 信託財産の効率的な運用または受益者に対する公平性を期する運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および同法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、非常事態（金融危機、重大な政策変更や資産凍結等を含む規制導入、クーデター等）による市場の閉鎖等、その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、受益権の取得申込み（スイッチングのお申込みを含みます。）の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込み（スイッチングのお申込みを含みます。）の受け付けを取り消すことができます。

## 2【換金（解約）手続等】

- (1) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に各販売会社が定める単位をもって解約を請求することができます。

解約単位は、販売会社にお問い合わせください。

- (2) 解約の請求を行う受益者は、振替制度にかかる口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の請求を受益者が行う際は、販売会社に対し振替受益権をもって行うものとし、

- (3) 解約請求の受け付けについては、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後3時まで、解約のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受け付けにかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みとします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については、翌営業日のお取扱いとなります。ただし、解約請求受付日が、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、ニューヨークの銀行、またはロンドンの銀行のいずれかの休業日にあたる場合には、解約請求の受け付けはいたしません。

- (4) 解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額（「解約価額」といいます。）とします。詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

「信託財産留保額」とは、運用の安定性を高めるとともに、信託期間の途中で換金する受益者と保有を継続する受益者との公平を確保するために、換金する受益者が負担する金額で、信託財産に組み入れられます。

照会先の名称	電話番号
アセットマネジメントOne株式会社	0120-104-694

電話によるお問い合わせは、営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。（以下同じ。）

- (5) 解約代金は、受益者の解約請求を受け付けた日から起算して、原則として、8営業日目から販売会社において受益者に支払われます。
- (6) 信託財産の資金管理を円滑に行うために、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

(7) 委託会社は、一部解約の請求金額が多額な場合、各ファンドが主要投資対象とする外国投資信託の解約請求の受付の停止・取消または延期、信託財産の効率的な運用または受益者に対する公平性を期する運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、非常事態（金融危機、重大な政策変更や資産凍結等を含む規制導入、クーデター等）による市場の閉鎖等、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この日が前記(3)に規定する一部解約の請求を受付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受付けることが出来る日とします。）に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、前記(4)の規定に準じた価額とします。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

< 主な投資対象の時価評価方法の原則 >

投資対象	評価方法
外国投資信託証券	計算日に入手し得る直近の純資産価格（基準価額）

各ファンドの基準価額は、委託会社の毎営業日（土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、1月2日および1月3日以外の日とします。）に計算されます。基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
アセットマネジメントOne株式会社	<a href="http://www.am-one.co.jp/">http://www.am-one.co.jp/</a>	0120-104-694

#### (2)【保管】

該当事項はありません。

#### (3)【信託期間】

2013年4月8日から2023年3月24日までとします。（注）

ただし、委託会社が、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。なお、信託期間の延長については、「みずほ新興国ハイインカムファンド（目標払出し型）」を構成する一部のファンドのみにおいて実施される場合もあります。

（注）繰上償還（信託終了）が決定した場合には、信託期間は2020年3月25日までとなります。

## (4) 【計算期間】

## [毎月決算の各コース]

原則として毎月26日から翌月25日までとします。ただし、第1計算期間は2013年4月8日から2013年5月25日までとします。

上記の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日(以下「当該日」といいます。)が休業日のとき、計算期間終了日は、当該日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

## [年2回決算の各コース]

原則として毎年3月26日から9月25日までおよび9月26日から翌年3月25日までとします。ただし、第1計算期間は2013年4月8日から2013年9月25日までとします。

上記の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日(以下「当該日」といいます。)が休業日のとき、計算期間終了日は、当該日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

## (5) 【その他】

## 信託契約の解約

1. 委託会社は、各ファンドが主要投資対象とする外国投資信託のいずれかまたは全てが信託を終了した場合もしくは外国投資信託の分配方針の変更により商品の同一性が失われた場合は、受託会社と合意のうえ、該当するファンドの信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させます。
2. 委託会社は、次のいずれかに該当する場合、受託会社と合意のうえ、該当するファンドの信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させることがあります。この場合、委託会社は書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。ただし、当該信託契約の解約についての委託会社による提案につき、信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには書面決議は行いません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続きを行うことが困難な場合にも書面決議は行いません。
  - a. 信託終了前に、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき。
  - b. やむを得ない事情が発生したとき。
  - c. 信託契約の一部解約により、受益権の口数が10億口を下回ることとなる時、または各ファンドの受益権の口数を合計した口数が40億口を下回ることとなる時。
3. 前記1.または2.により信託契約を解約する場合には、委託会社はあらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
4. 委託会社は、次の事象が起きた場合、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させます。
  - a. 委託会社が監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたとき。
  - b. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したとき。ただし、監督官庁が、信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、信託は、「信託約款の変更等」の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
  - c. 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないとき。

## 信託約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、該当するファンドの信託約款を変更することまたは信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は「信託約款の変更等」および「書面決議」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
2. 委託会社は、前記1.の事項(前記1.の変更事項にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、前記1.の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。ただし、当該重大な約款の変更等についての委託会社による提案につき、信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには書面決議は行いません。
3. 投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
4. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

## 書面決議

1. 委託会社は、信託契約の解約または重大な約款の変更等に係る書面決議を行う場合には、あらかじめ、書面決議の日および当該決議の内容に応じて次の事項をそれぞれ定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約または信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
  - a. 信託契約の解約の場合 信託契約の解約の理由など
  - b. 重大な約款の変更等の場合 重大な約款の変更等の内容およびその理由など
2. 書面決議において、受益者(委託会社および信託の信託財産に信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下この2.において同じ。)は受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
3. 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
4. 書面決議の効力は、信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
5. 信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

## 償還金の支払い

償還金は、原則として償還日(償還日が休業日の場合には当該償還日の翌営業日)から起算して5営業日までに、販売会社において支払いが開始されます。

償還金は、償還日に振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として、）に対し、お支払いします。

#### 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

1. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
2. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### 関係法人との契約の更改ならびに受託会社の辞任または解任に伴う取扱い

1. 委託会社と販売会社との間の募集・販売等契約は、締結日から原則1年間とし、期間終了の3ヵ月前までに別段の意思表示のない時は、同一条件にて継続されます。
2. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### 信託事務処理の再信託

受託会社は、各ファンドにかかる信託事務処理の一部について、資産管理サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

#### 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.am-one.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 運用報告書

委託会社は、3月および9月の決算時ならびに信託終了時に期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成します。

- ・ 交付運用報告書は、販売会社を通じて交付いたします。
- ・ 運用報告書（全体版）は、次のアドレスに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、交付いたします。

<http://www.am-one.co.jp/>

## 4【受益者の権利等】

### (1) 収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

受益者が収益分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。



収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

なお、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は受託会社から受けた収益分配金を、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に販売会社に交付します。販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

## (2) 償還金請求権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に、原則として償還日(休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

## (3) 一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

## (4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

みずほ新興国ハイインカムファンド(目標払出し型)毎月決算・為替ヘッジなしコース

みずほ新興国ハイインカムファンド(目標払出し型)毎月決算・限定為替ヘッジコース

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間(平成31年3月26日から令和1年9月25日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

みずほ新興国ハイインカムファンド(目標払出し型)年2回決算・為替ヘッジなしコース

みずほ新興国ハイインカムファンド(目標払出し型)年2回決算・限定為替ヘッジコース

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13期計算期間(平成31年3月26日から令和1年9月25日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

## 1【財務諸表】

## 【みずほ新興国ハイインカムファンド（目標払出し型）毎月決算・為替ヘッジなしコース】

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 平成31年3月25日現在	当期 令和1年9月25日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	46,164,574	63,266,854
投資信託受益証券	1,284,835,245	1,061,339,694
流動資産合計	1,330,999,819	1,124,606,548
資産合計	1,330,999,819	1,124,606,548
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	17,920,809	13,936,427
未払解約金	4,109,293	30,255,477
未払受託者報酬	33,763	29,413
未払委託者報酬	1,294,209	1,127,574
未払利息	94	-
その他未払費用	3,196	2,785
流動負債合計	23,361,364	45,351,676
負債合計	23,361,364	45,351,676
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	2,757,047,602	2,533,895,889
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,449,409,147	1,454,641,017
（分配準備積立金）	414,186,073	406,149,252
元本等合計	1,307,638,455	1,079,254,872
純資産合計	1,307,638,455	1,079,254,872
負債純資産合計	1,330,999,819	1,124,606,548

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	前期		当期	
	自	平成30年9月26日 平成31年3月25日	自	平成31年3月26日 令和1年9月25日
<b>営業収益</b>				
受取配当金		150,357,895		126,173,490
受取利息		39		30
有価証券売買等損益		139,934,399		153,569,041
<b>営業収益合計</b>		<b>10,423,535</b>		<b>27,395,521</b>
<b>営業費用</b>				
支払利息		12,012		8,006
受託者報酬		223,288		196,416
委託者報酬		8,559,184		7,529,394
その他費用		21,171		18,599
<b>営業費用合計</b>		<b>8,815,655</b>		<b>7,752,415</b>
営業利益又は営業損失( )		1,607,880		35,147,936
経常利益又は経常損失( )		1,607,880		35,147,936
当期純利益又は当期純損失( )		1,607,880		35,147,936
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )		83,778		1,554,132
期首剰余金又は期首欠損金( )		1,459,283,913		1,449,409,147
剰余金増加額又は欠損金減少額		118,669,720		124,352,975
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		118,669,720		124,352,975
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
剰余金減少額又は欠損金増加額		80,343		239,846
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		80,343		239,846
分配金		110,406,269		92,642,931
期末剰余金又は期末欠損金( )		1,449,409,147		1,454,641,017

## (3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当期	
	自 平成31年3月26日	至 令和1年9月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。	

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期	当期
	平成31年3月25日現在	令和1年9月25日現在
1. 期首元本額	2,989,732,775円	2,757,047,602円
期中追加設定元本額	154,764円	449,199円
期中一部解約元本額	232,839,937円	223,600,912円
2. 受益権の総数	2,757,047,602口	2,533,895,889口
3. 元本の欠損	純資産額は元本を1,449,409,147円下回っております。	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,454,641,017円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	前期	当期
	自 平成30年9月26日 至 平成31年3月25日	自 平成31年3月26日 至 令和1年9月25日
1. 分配金の計算過程	第66期計算期間（平成30年9月26日から平成30年10月25日）末に、費用控除後の配当等収益（23,775,730円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（109,212,490円）、分配準備積立金（403,515,757円）より、分配対象収益は536,503,977円（1万口当たり1,846円）であり、うち18,885,589円（1万口当たり65円）を分配金額としております。	（自平成31年3月26日 至平成31年4月25日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（23,439,566円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（102,109,874円）及び分配準備積立金（407,877,302円）より分配対象収益は533,426,742円（1万口当たり1,964.78円）であり、うち17,647,117円（1万口当たり65円）を分配金額としております。

<p>第67期計算期間(平成30年10月26日から平成30年11月26日)末に、費用控除後の配当等収益(23,732,484円)、有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(108,858,926円)、分配準備積立金(407,083,116円)より、分配対象収益は539,674,526円(1万口当たり1,863円)であり、うち18,823,969円(1万口当たり65円)を分配金額としております。</p>	<p>(自平成31年4月26日 至令和1年5月27日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(19,043,904円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(101,135,533円)及び分配準備積立金(409,691,895円)より分配対象収益は529,871,332円(1万口当たり1,970.73円)であり、うち14,787,822円(1万口当たり55円)を分配金額としております。</p>
<p>第68期計算期間(平成30年11月27日から平成30年12月25日)末に、費用控除後の配当等収益(23,425,223円)、有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(106,473,959円)、分配準備積立金(403,032,758円)より、分配対象収益は532,931,940円(1万口当たり1,881円)であり、うち18,410,959円(1万口当たり65円)を分配金額としております。</p>	<p>(自令和1年5月28日 至令和1年6月25日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(19,669,779円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(100,306,274円)及び分配準備積立金(410,568,020円)より分配対象収益は530,544,073円(1万口当たり1,989.60円)であり、うち17,332,796円(1万口当たり65円)を分配金額としております。</p>
<p>第69期計算期間(平成30年12月26日から平成31年1月25日)末に、費用控除後の配当等収益(24,214,851円)、有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(105,284,530円)、分配準備積立金(403,479,769円)より、分配対象収益は532,979,150円(1万口当たり1,903円)であり、うち18,203,438円(1万口当たり65円)を分配金額としております。</p>	<p>(自令和1年6月26日 至令和1年7月25日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(18,905,260円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(99,568,138円)及び分配準備積立金(409,890,634円)より分配対象収益は528,364,032円(1万口当たり1,996.11円)であり、うち14,558,286円(1万口当たり55円)を分配金額としております。</p>

	<p>第70期計算期間(平成31年1月26日から平成31年2月25日)末に、費用控除後の配当等収益(24,004,088円)、有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(105,047,875円)、分配準備積立金(408,550,471円)より、分配対象収益は537,602,434円(1万口当たり1,924円)であり、うち18,161,505円(1万口当たり65円)を分配金額としております。</p> <p>第71期計算期間(平成31年2月26日から平成31年3月25日)末に、費用控除後の配当等収益(23,156,891円)、有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(103,655,688円)、分配準備積立金(408,949,991円)より、分配対象収益は535,762,570円(1万口当たり1,943円)であり、うち17,920,809円(1万口当たり65円)を分配金額としております。</p>	<p>(自令和1年7月26日 至令和1年8月26日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(18,877,774円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(98,368,764円)及び分配準備積立金(409,202,821円)より分配対象収益は526,449,359円(1万口当たり2,013.47円)であり、うち14,380,483円(1万口当たり55円)を分配金額としております。</p> <p>(自令和1年8月27日 至令和1年9月25日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(19,079,074円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(95,331,285円)及び分配準備積立金(401,006,605円)より分配対象収益は515,416,964円(1万口当たり2,034.08円)であり、うち13,936,427円(1万口当たり55円)を分配金額としております。</p>
--	---	---

## (金融商品に関する注記)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 平成30年9月26日 至 平成31年3月25日	当期 自 平成31年3月26日 至 令和1年9月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める投資を目的とする証券投資信託であり、証券投資信託約款および投資ガイドラインに基づいて運用しております。	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。なお、詳細は附属明細表をご参照下さい。これらは、市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク)、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク)、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。</p> <p>リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。</p> <p>なお、具体的には以下のリスクの管理を行っております。</p> <p>市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>	<p>運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。</p>
-------------------	--	--



## 2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 平成31年3月25日現在	当期 令和1年9月25日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1)有価証券 投資信託受益証券</p> <p>原則として、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。</p> <p>(2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 該当事項はありません。</p> <p>(3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。</p>	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	前期 平成31年3月25日現在	当期 令和1年9月25日現在
	最終計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）	最終計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）
投資信託受益証券	16,985,182	43,696,733
合計	16,985,182	43,696,733

## (デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	前期 平成31年3月25日現在	当期 令和1年9月25日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.4743円 (4,743円)	0.4259円 (4,259円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

令和1年9月25日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
投資信託受益証券	エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(クラスM)	1,256,175,025	428,481,301	
	エマージング・ハイ・ディビデンド・エクイティ・ファンド(クラスM)	2,010,350,679	632,858,393	
投資信託受益証券 合計		3,266,525,704	1,061,339,694	
合計			1,061,339,694	

(注) 投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 【みずほ新興国ハイインカムファンド(目標払出し型)年2回決算・為替ヘッジなしコース】

## (1) 【貸借対照表】

(単位:円)

	第12期 平成31年3月25日現在	第13期 令和1年9月25日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	6,787,785	6,345,432
投資信託受益証券	140,672,947	132,125,823
流動資産合計	147,460,732	138,471,255
資産合計	147,460,732	138,471,255
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	2,922,365	2,808,282
未払受託者報酬	25,903	22,855
未払委託者報酬	992,843	876,098
未払利息	13	-
その他未払費用	2,402	2,107
流動負債合計	3,943,526	3,709,342
負債合計	3,943,526	3,709,342
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	157,965,697	156,015,697
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	14,448,491	21,253,784
(分配準備積立金)	21,087,454	22,004,724
元本等合計	143,517,206	134,761,913
純資産合計	143,517,206	134,761,913
負債純資産合計	147,460,732	138,471,255

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第12期		第13期	
	自	平成30年9月26日 平成31年3月25日	自	平成31年3月26日 令和1年9月25日
<b>営業収益</b>				
受取配当金		5,217,491		4,889,478
受取利息		4		3
有価証券売買等損益		4,352,895		8,236,602
営業収益合計		864,600		3,347,121
<b>営業費用</b>				
支払利息		1,282		890
受託者報酬		25,903		22,855
委託者報酬		992,843		876,098
その他費用		2,402		2,107
営業費用合計		1,022,430		901,950
営業利益又は営業損失( )		157,830		4,249,071
経常利益又は経常損失( )		157,830		4,249,071
当期純利益又は当期純損失( )		157,830		4,249,071
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )		535,483		70,052
期首剰余金又は期首欠損金( )		14,806,096		14,448,491
剰余金増加額又は欠損金減少額		2,902,317		187,898
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		2,902,317		187,898
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
剰余金減少額又は欠損金増加額		-		5,890
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		5,890
分配金		2,922,365		2,808,282
期末剰余金又は期末欠損金( )		14,448,491		21,253,784

## (3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第13期	
	自 平成31年3月26日 至 令和1年9月25日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。	

(貸借対照表に関する注記)

項目	第12期	第13期
	平成31年3月25日現在	令和1年9月25日現在
1. 期首元本額	194,965,697円	157,965,697円
期中追加設定元本額	- 円	50,000円
期中一部解約元本額	37,000,000円	2,000,000円
2. 受益権の総数	157,965,697口	156,015,697口
3. 元本の欠損	純資産額は元本を14,448,491円下回っております。	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は21,253,784円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第12期	第13期																					
	自 平成30年9月26日 至 平成31年3月25日	自 平成31年3月26日 至 令和1年9月25日																					
1. 分配金の計算過程	<p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(4,195,196円)、有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(2,441,907円)、分配準備積立金(19,814,623円)より、分配対象収益は26,451,726円(1万口当たり1,674円)であり、うち2,922,365円(1万口当たり185円)を分配金額としております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配当等収益</td> <td>A</td> <td>4,195,196円</td> </tr> <tr> <td>有価証券売買等損益</td> <td>B</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金</td> <td>C</td> <td>2,441,907円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金</td> <td>D</td> <td>19,814,623円</td> </tr> <tr> <td>分配可能額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>26,451,726円</td> </tr> <tr> <td>収益分配額</td> <td>F</td> <td>2,922,365円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			配当等収益	A	4,195,196円	有価証券売買等損益	B	0円	収益調整金	C	2,441,907円	分配準備積立金	D	19,814,623円	分配可能額	E=A+B+C+D	26,451,726円	収益分配額	F	2,922,365円	<p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(3,987,537円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(2,418,396円)及び分配準備積立金(20,825,469円)より分配対象収益は27,231,402円(1万口当たり1,745.42円)であり、うち2,808,282円(1万口当たり180円)を分配金額としております。</p>
項目																							
配当等収益	A	4,195,196円																					
有価証券売買等損益	B	0円																					
収益調整金	C	2,441,907円																					
分配準備積立金	D	19,814,623円																					
分配可能額	E=A+B+C+D	26,451,726円																					
収益分配額	F	2,922,365円																					

## （金融商品に関する注記）

## 1．金融商品の状況に関する事項

項目	第12期 自 平成30年9月26日 至 平成31年3月25日	第13期 自 平成31年3月26日 至 令和1年9月25日
1． 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める投資を目的とする証券投資信託であり、証券投資信託約款および投資ガイドラインに基づいて運用しております。</p>	<p>当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p>
2． 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>なお、詳細は附属明細表をご参照下さい。</p> <p>これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。</p>	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。</p>
3． 金融商品に係るリスク管理体制	<p>運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。</p> <p>リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。</p> <p>なお、具体的には以下のリスクの管理を行っております。</p> <p>市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>	<p>運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。</p>

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第12期 平成31年3月25日現在	第13期 令和1年9月25日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1)有価証券 投資信託受益証券</p> <p>原則として、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。</p> <p>(2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 該当事項はありません。</p> <p>(3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。</p>	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	第12期 平成31年3月25日現在	第13期 令和1年9月25日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）
投資信託受益証券	1,629,011	7,282,584
合計	1,629,011	7,282,584

## (デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第12期 平成31年3月25日現在	第13期 令和1年9月25日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9085円 (9,085円)	0.8638円 (8,638円)

## (4) 【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

令和1年9月25日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
投資信託受益証券	エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(クラスS)	68,873,854	53,342,799	
	エマージング・ハイ・ディビデンド・エクイティ・ファンド(クラスS)	106,636,470	78,783,024	
投資信託受益証券 合計		175,510,324	132,125,823	
合計			132,125,823	

(注) 投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。



## 【みずほ新興国ハイインカムファンド(目標払出し型)毎月決算・限定為替ヘッジコース】

## (1) 【貸借対照表】

(単位:円)

	前期 平成31年3月25日現在	当期 令和1年9月25日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	8,288,559	6,632,326
投資信託受益証券	227,091,373	193,543,232
流動資産合計	235,379,932	200,175,558
資産合計	235,379,932	200,175,558
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	3,252,346	2,505,055
未払受託者報酬	5,747	5,287
未払委託者報酬	220,315	202,681
未払利息	16	-
その他未払費用	533	487
流動負債合計	3,478,957	2,713,510
負債合計	3,478,957	2,713,510
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	591,335,639	556,678,974
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	359,434,664	359,216,926
(分配準備積立金)	75,439,072	75,064,964
元本等合計	231,900,975	197,462,048
純資産合計	231,900,975	197,462,048
負債純資産合計	235,379,932	200,175,558

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	前期		当期	
	自	平成30年9月26日 平成31年3月25日	自	平成31年3月26日 令和1年9月25日
<b>営業収益</b>				
受取配当金		26,455,365		22,518,655
受取利息		5		5
有価証券売買等損益		22,579,007		26,366,796
<b>営業収益合計</b>		<b>3,876,363</b>		<b>3,848,136</b>
<b>営業費用</b>				
支払利息		1,923		1,598
受託者報酬		36,514		34,934
委託者報酬		1,399,685		1,339,106
その他費用		3,402		3,236
<b>営業費用合計</b>		<b>1,441,524</b>		<b>1,378,874</b>
営業利益又は営業損失( )		2,434,839		5,227,010
経常利益又は経常損失( )		2,434,839		5,227,010
当期純利益又は当期純損失( )		2,434,839		5,227,010
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )		92,322		3,844
期首剰余金又は期首欠損金( )		338,711,372		359,434,664
<b>剰余金増加額又は欠損金減少額</b>		<b>19,788,371</b>		<b>24,830,020</b>
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		19,788,371		24,830,020
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
剰余金減少額又は欠損金増加額		24,284,260		2,797,037
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		24,284,260		2,797,037
<b>分配金</b>		<b>18,754,564</b>		<b>16,584,391</b>
期末剰余金又は期末欠損金( )		359,434,664		359,216,926

## (3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当期
	自 平成31年3月26日 至 令和1年9月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期	当期
	平成31年3月25日現在	令和1年9月25日現在
1. 期首元本額	584,230,534円	591,335,639円
期中追加設定元本額	40,415,105円	4,587,896円
期中一部解約元本額	33,310,000円	39,244,561円
2. 受益権の総数	591,335,639口	556,678,974口
3. 元本の欠損	純資産額は元本を359,434,664円下回っております。	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は359,216,926円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	前期	当期
	自 平成30年9月26日 至 平成31年3月25日	自 平成31年3月26日 至 令和1年9月25日
1. 分配金の計算過程	第66期計算期間（平成30年9月26日から平成30年10月25日）末に、費用控除後の配当等収益（4,100,756円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（11,318,151円）、分配準備積立金（71,266,325円）より、分配対象収益は86,685,232円（1万口当たり1,525円）であり、うち3,124,717円（1万口当たり55円）を分配金額としております。	（自平成31年3月26日 至平成31年4月25日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（4,375,062円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（17,889,938円）及び分配準備積立金（75,288,391円）より分配対象収益は97,553,391円（1万口当たり1,640.38円）であり、うち3,270,838円（1万口当たり55円）を分配金額としております。

<p>第67期計算期間(平成30年10月26日から平成30年11月26日)末に、費用控除後の配当等収益(4,095,551円)、有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(11,318,151円)、分配準備積立金(72,242,364円)より、分配対象収益は87,656,066円(1万口当たり1,542円)であり、うち3,124,717円(1万口当たり55円)を分配金額としております。</p>	<p>(自平成31年4月26日 至令和1年5月27日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(3,476,424円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(17,764,970円)及び分配準備積立金(75,863,551円)より分配対象収益は97,104,945円(1万口当たり1,644.33円)であり、うち2,657,447円(1万口当たり45円)を分配金額としております。</p>
<p>第68期計算期間(平成30年11月27日から平成30年12月25日)末に、費用控除後の配当等収益(4,148,123円)、有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(11,260,183円)、分配準備積立金(72,841,450円)より、分配対象収益は88,249,756円(1万口当たり1,561円)であり、うち3,108,712円(1万口当たり55円)を分配金額としております。</p>	<p>(自令和1年5月28日 至令和1年6月25日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(3,448,888円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(16,967,778円)及び分配準備積立金(73,267,602円)より分配対象収益は93,684,268円(1万口当たり1,660.93円)であり、うち3,102,241円(1万口当たり55円)を分配金額としております。</p>
<p>第69期計算期間(平成30年12月26日から平成31年1月25日)末に、費用控除後の配当等収益(4,280,792円)、有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(11,240,697円)、分配準備積立金(73,621,635円)より、分配対象収益は89,143,124円(1万口当たり1,582円)であり、うち3,098,436円(1万口当たり55円)を分配金額としております。</p>	<p>(自令和1年6月26日 至令和1年7月25日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(3,289,367円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(16,896,941円)及び分配準備積立金(73,291,808円)より分配対象収益は93,478,116円(1万口当たり1,664.55円)であり、うち2,527,105円(1万口当たり45円)を分配金額としております。</p>

<p>第70期計算期間(平成31年1月26日から平成31年2月25日)末に、費用控除後の配当等収益(4,151,416円)、有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(11,049,143円)、分配準備積立金(73,539,771円)より、分配対象収益は88,740,330円(1万口当たり1,602円)であり、うち3,045,636円(1万口当たり55円)を分配金額としております。</p> <p>第71期計算期間(平成31年2月26日から平成31年3月25日)末に、費用控除後の配当等収益(4,382,785円)、有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(17,211,152円)、分配準備積立金(74,308,633円)より、分配対象収益は95,902,570円(1万口当たり1,621円)であり、うち3,252,346円(1万口当たり55円)を分配金額としております。</p>	<p>(自令和1年7月26日 至令和1年8月26日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(3,298,730円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(16,860,834円)及び分配準備積立金(73,897,143円)より分配対象収益は94,056,707円(1万口当たり1,678.44円)であり、うち2,521,705円(1万口当たり45円)を分配金額としております。</p> <p>(自令和1年8月27日 至令和1年9月25日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(3,385,270円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(16,749,498円)及び分配準備積立金(74,184,749円)より分配対象収益は94,319,517円(1万口当たり1,694.32円)であり、うち2,505,055円(1万口当たり45円)を分配金額としております。</p>	
---	---	--

## (金融商品に関する注記)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 平成30年9月26日 至 平成31年3月25日	当期 自 平成31年3月26日 至 令和1年9月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める投資を目的とする証券投資信託であり、証券投資信託約款および投資ガイドラインに基づいて運用しております。	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。なお、詳細は附属明細表をご参照下さい。これらは、市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク)、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク)、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。</p> <p>リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。</p> <p>なお、具体的には以下のリスクの管理を行っております。</p> <p>市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>	<p>運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。</p>
-------------------	--	--

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 平成31年3月25日現在	当期 令和1年9月25日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1)有価証券 投資信託受益証券</p> <p>原則として、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。</p> <p>(2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 該当事項はありません。</p> <p>(3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。</p>	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	前期 平成31年3月25日現在	当期 令和1年9月25日現在
	最終計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）	最終計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）
投資信託受益証券	2,811,975	3,880,862
合計	2,811,975	3,880,862

## (デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	前期 平成31年3月25日現在	当期 令和1年9月25日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.3922円 (3,922円)	0.3547円 (3,547円)

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

令和1年9月25日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
投資信託受益証券	エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(クラスMF)	288,506,425	78,156,390	
	エマージング・ハイ・ディビデンド・エクイティ・ファンド(クラスMF)	447,062,545	115,386,842	
投資信託受益証券 合計		735,568,970	193,543,232	
合計			193,543,232	

（注）投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。



## 【みずほ新興国ハイインカムファンド(目標払出し型)年2回決算・限定為替ヘッジコース】

## (1) 【貸借対照表】

(単位:円)

	第12期 平成31年3月25日現在	第13期 令和1年9月25日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	1,240,936	1,109,636
投資信託受益証券	25,327,000	23,140,051
流動資産合計	26,567,936	24,249,687
資産合計	26,567,936	24,249,687
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	562,420	487,593
未払受託者報酬	4,442	3,955
未払委託者報酬	170,178	151,483
未払利息	2	-
その他未払費用	379	334
流動負債合計	737,421	643,365
負債合計	737,421	643,365
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	34,086,071	32,506,236
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	8,255,556	8,899,914
(分配準備積立金)	3,368,829	3,422,101
元本等合計	25,830,515	23,606,322
純資産合計	25,830,515	23,606,322
負債純資産合計	26,567,936	24,249,687

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第12期		第13期	
	自	平成30年9月26日 平成31年3月25日	自	平成31年3月26日 令和1年9月25日
<b>営業収益</b>				
受取配当金		1,018,189		849,457
受取利息		1		-
有価証券売買等損益		461,055		1,236,406
<b>営業収益合計</b>		<b>557,135</b>		<b>386,949</b>
<b>営業費用</b>				
支払利息		192		156
受託者報酬		4,442		3,955
委託者報酬		170,178		151,483
その他費用		379		334
<b>営業費用合計</b>		<b>175,191</b>		<b>155,928</b>
営業利益又は営業損失( )		381,944		542,877
経常利益又は経常損失( )		381,944		542,877
当期純利益又は当期純損失( )		381,944		542,877
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )		17,730		7
期首剰余金又は期首欠損金( )		9,154,060		8,255,556
<b>剰余金増加額又は欠損金減少額</b>		<b>1,096,710</b>		<b>386,105</b>
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		1,096,710		386,105
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
<b>分配金</b>		<b>562,420</b>		<b>487,593</b>
期末剰余金又は期末欠損金( )		8,255,556		8,899,914

## (3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第13期	
	自 平成31年3月26日 至 令和1年9月25日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。	

(貸借対照表に関する注記)

項目	第12期	第13期
	平成31年3月25日現在	令和1年9月25日現在
1. 期首元本額	38,686,071円	34,086,071円
期中追加設定元本額	- 円	- 円
期中一部解約元本額	4,600,000円	1,579,835円
2. 受益権の総数	34,086,071口	32,506,236口
3. 元本の欠損	純資産額は元本を8,255,556円下回っております。	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は8,899,914円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第12期	第13期																					
	自 平成30年9月26日 至 平成31年3月25日	自 平成31年3月26日 至 令和1年9月25日																					
1. 分配金の計算過程	<p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(830,943円)、有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(529円)、分配準備積立金(3,100,306円)より、分配対象収益は3,931,778円(1万口当たり1,153円)であり、うち562,420円(1万口当たり165円)を分配金額としております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配当等収益</td> <td>A</td> <td>830,943円</td> </tr> <tr> <td>有価証券売買等損益</td> <td>B</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金</td> <td>C</td> <td>529円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金</td> <td>D</td> <td>3,100,306円</td> </tr> <tr> <td>分配可能額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>3,931,778円</td> </tr> <tr> <td>収益分配額</td> <td>F</td> <td>562,420円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			配当等収益	A	830,943円	有価証券売買等損益	B	0円	収益調整金	C	529円	分配準備積立金	D	3,100,306円	分配可能額	E=A+B+C+D	3,931,778円	収益分配額	F	562,420円	<p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(693,529円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(504円)及び分配準備積立金(3,216,165円)より分配対象収益は3,910,198円(1万口当たり1,202.90円)であり、うち487,593円(1万口当たり150円)を分配金額としております。</p>
項目																							
配当等収益	A	830,943円																					
有価証券売買等損益	B	0円																					
収益調整金	C	529円																					
分配準備積立金	D	3,100,306円																					
分配可能額	E=A+B+C+D	3,931,778円																					
収益分配額	F	562,420円																					

## (金融商品に関する注記)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第12期 自 平成30年9月26日 至 平成31年3月25日	第13期 自 平成31年3月26日 至 令和1年9月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める投資を目的とする証券投資信託であり、証券投資信託約款および投資ガイドラインに基づいて運用しております。	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。なお、詳細は附属明細表をご参照下さい。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。なお、具体的には以下のリスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第12期 平成31年3月25日現在	第13期 令和1年9月25日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1)有価証券 投資信託受益証券</p> <p>原則として、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。</p> <p>(2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 該当事項はありません。</p> <p>(3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。</p>	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>

(有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	第12期 平成31年3月25日現在	第13期 令和1年9月25日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）
投資信託受益証券	41,812	1,120,878
合計	41,812	1,120,878

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第12期 平成31年3月25日現在	第13期 令和1年9月25日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.7578円 (7,578円)	0.7262円 (7,262円)

#### （４）【附属明細表】

##### 第1 有価証券明細表

###### （１）株式

該当事項はありません。

###### （２）株式以外の有価証券

令和1年9月25日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
投資信託受益証券	エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(クラスSF)	14,712,936	9,453,061	
	エマージング・ハイ・ディビデンド・エクイティ・ファンド(クラスSF)	22,208,324	13,686,990	
投資信託受益証券 合計		36,921,260	23,140,051	
合計			23,140,051	

（注）投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

##### 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

##### 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

「みずほ新興国ハイインカムファンド(目標払出し型)毎月決算・為替ヘッジなしコース」、「みずほ新興国ハイインカムファンド(目標払出し型)年2回決算・為替ヘッジなしコース」、「みずほ新興国ハイインカムファンド(目標払出し型)毎月決算・限定為替ヘッジコース」、「みずほ新興国ハイインカムファンド(目標払出し型)年2回決算・限定為替ヘッジコース」は、「エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(クラスM)」投資信託証券、「エマージング・ハイ・ディビデンド・エクイティ・ファンド(クラスM)」投資信託証券、「エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(クラスS)」投資信託証券、「エマージング・ハイ・ディビデンド・エクイティ・ファンド(クラスS)」投資信託証券、「エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(クラスMF)」投資信託証券、「エマージング・ハイ・ディビデンド・エクイティ・ファンド(クラスMF)」投資信託証券、「エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(クラスSF)」投資信託証券及び「エマージング・ハイ・ディビデンド・エクイティ・ファンド(クラスSF)」投資信託証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、すべてこれらの証券であります。

同投資信託の状況は以下の通りであります。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

#### エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの状況

同ファンドは、計算期間終了後、同ファンドの有する国籍において、一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務諸表が作成され、監査人による財務諸表監査を受けております。

なお、本書に添付した同ファンドの財政状態計算書および投資明細表は、2018年12月31日現在の財務諸表の原文の一部を委託会社が誠実に和訳したものでありますが、あくまで参考和訳であり、正確性を保証するものではありません。

### エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド MHAMアンブレラファンドのサブトラスト

#### 財政状態計算書

2018年12月31日

（日本円で表示）

	2018年12月31日	2017年12月31日
<b>資産</b>		
現金および現金同等物	¥ 57,120,795	¥ 44,856,823
損益を通じて公正価値で測定される金融資産	1,429,933,201	2,268,020,495
経過利息	34,635,060	41,939,193
先物為替予約にかかる未実現利益	17,187,877	10,371
先物取引にかかる未実現利益	-	1,005,528
その他資産	53,726	63,034
<b>資産合計</b>	¥ 1,538,930,659	¥ 2,355,895,444
<b>負債</b>		
先物取引にかかる未実現損失	¥ 4,526,215	¥ 1,511,740
投資購入未払金	22,344,901	-
先物為替予約にかかる未実現損失	-	1,865,288
未払分配金	3,833,095	5,828,295
未払投資運用報酬	1,838,267	2,847,723
未払監査報酬	5,827,938	3,187,011
未払管理報酬	1,025,202	1,246,692
未払保管報酬	310,296	79,994
未払受託報酬	1,108,232	560,139
その他負債	125,265	649,655
負債合計（ユニット保有者に帰属する純資産を除く）	40,939,411	17,776,537
ユニット保有者に帰属する純資産	1,497,991,248	2,338,118,907
<b>負債合計</b>	¥ 1,538,930,659	¥ 2,355,895,444

**エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド**  
**MHAMアンブレラファンドのサブトラスト**

**付表：投資明細表(未監査)**

**2018年12月31日**

数量 社債	有価証券明細	償却原価	公正価値	純資産価額構 成比
200,000	AEROPUERTOS DOMI 6.750% 03/30/29	¥ 22,018,655	¥ 21,324,646	1.42%
200,000	AOYUAN PROPERTY 7.950% 09/07/21	22,978,099	22,192,733	1.48%
275,000	BAHIA SUL HLDGS 5.750% 07/14/26 REGS	27,454,007	30,850,487	2.06%
200,000	BANISTMO SA 3.650% 09/19/22 REGS	21,934,199	20,650,557	1.38%
200,000	BORETS FIN 6.500% 04/07/22 REGS	22,107,001	21,635,579	1.44%
200,000	BRASKEM NL 4.500% 01/10/28 REGS	21,734,607	20,363,323	1.36%
170,000	CEMEX SAB 6.125% 05/05/25 REGS	17,710,461	18,235,993	1.22%
200,000	CERRO DEL AGUILA 4.125% 08/16/27 REGS	21,974,398	20,352,352	1.36%
320,000	CHANDRA ASRI PET 4.950% 11/08/24 REGS	35,918,507	30,626,144	2.04%
240,000	COCA-COLA ICECEK 4.215% 09/19/24 REGS	26,379,601	24,719,606	1.65%
330,000	COUNTRY GARDEN 7.50% 03/09/20	39,903,981	36,723,586	2.45%
200,000	DP WORLD LTD 5.625% 09/25/48 REGS	22,224,177	20,714,192	1.38%
160,000	EVRAZ GROUP SA 6.750% 01/31/22	16,646,499	18,291,334	1.22%
150,000	GENNEIA SA 8.750% 01/20/22 REGS	17,695,281	14,955,526	1.00%
200,000	GRUPO CEMENTOS C 5.250% 06/23/24 REGS	22,336,002	20,988,041	1.40%
200,000	INDONESIA ASAHAN 5.710% 11/15/23 REGS	22,388,585	22,360,817	1.49%
400,000	ITAU UNIBANCO/K 5.650% 03/19/22	46,238,879	45,246,466	3.02%
320,000	LISTRINDO CAP 4.950% 09/14/26 REGS	32,539,201	31,299,495	2.09%
200,000	LUKOIL INTL FIN 4.750% 11/02/26 REGS	23,673,573	21,276,481	1.42%
280,000	MELCO RESORTS 4.875% 06/06/25 REGS	28,899,634	28,274,073	1.89%
390,000	MILLICOM INTL 6.000% 03/15/25 REGS	43,511,073	42,436,698	2.83%
200,000	MINEJESA CAPITAL 5.625% 08/10/37	22,013,001	19,311,683	1.29%
280,000	MYRIAD INTL HOLDINGS 5.50% 07/21/25	34,545,869	31,031,734	2.07%



1,000,000 PETROBRAS GLBL FIN. 6.85% 06/05/2115	84,145,843	98,441,784	6.57%
1,064,000 PETROBRAS GLOB 5.299% 01/27/25	102,684,525	111,775,448	7.46%
400,000 PUMA INTERNATIONAL 5.000% 01/24/26 REGS	43,099,504	34,234,634	2.29%
200,000 ROSNEFT OIL CO 4.20% 03/06/22	22,361,869	21,377,375	1.43%
200,000 SBERBANK FXtoVA 02/26/24	20,699,203	22,001,895	1.47%
200,000 TBG GLOBAL PTE 5.250% 02/10/22	22,718,594	21,687,715	1.45%
500,000 TC ZIRAAT BANKAS 5.125% 05/03/22 REGS	54,956,341	50,450,578	3.37%
100,000 TEVA PHARM FIN 3.65% 11/10/21	10,732,987	10,401,991	0.69%
200,000 TEVA PHARMACEUCI 1.700% 07/19/19	20,994,258	21,657,236	1.45%
200,000 TEVA PHARMACEUTI 6.000% 04/15/24	21,261,550	21,190,640	1.41%
250,000 TRANSPORT DE GAS 6.750% 05/02/25 REGS	27,266,062	25,063,295	1.67%
200,000 TRNSPRTA DE GAS 5.550% 11/01/28 REGS	22,417,001	22,248,008	1.49%
350,000 TURK TELEKOM 4.88% 06/19/24	37,213,724	33,256,921	2.22%
420,000 ULTRAPAR INTL 5.250% 10/06/26 REGS	41,874,373	44,845,348	2.99%
100,000 VIMPELCOM HLDGS 5.95% 02/13/23	9,841,763	11,281,006	0.75%

エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド

MHAMアンブレラファンドのサブトラスト

付表：投資明細表(未監査)

2018年12月31日

数量 社債	有価証券明細	償却原価	公正価値	純資産価額構 成比
300,000	VIMPELCOM HLDGS 7.50% 03/01/22	¥ 29,098,817	¥ 35,862,652	2.39%
280,000	VOLCAN CIA MINERA SA 5.38% 02/02/22	28,080,181	30,797,000	2.06%
150,000	VTR FIN BV 6.88% 01/15/24	18,105,199	16,518,965	1.10%
140,000	YPF SOCIEDAD ANO 8.500% 03/23/21 REGS	15,595,301	15,225,699	1.02%
100,000	YPF SOCIEDAD ANONIMA 8.75% 04/04/24	11,791,248	10,340,639	0.69%
200,000	YUZHOU PROPERTIE 6.000% 01/25/22	20,702,452	20,332,845	1.36%
		1,278,466,085	1,262,853,220	84.29%
<b>ソブリン債</b>				
200,000	ARAB REP EGYPT 6.125% 01/31/22 REGS	22,661,002	21,574,643	1.44%
150,000	DOMINICAN REPUB 6.000% 07/19/28 REGS	16,862,250	16,477,822	1.10%
200,000	GHANA REP OF 7.625% 05/16/29	21,862,209	19,759,452	1.32%
200,000	IVORY COAST-PDI 6.125% 06/15/33	21,751,988	18,284,005	1.22%
200,000	KENYA REP OF 7.250% 02/28/28 REGS	21,523,002	19,672,382	1.31%
200,000	REP OF NIGERIA 7.625% 11/21/25 REGS	22,779,002	21,245,871	1.42%
200,000	REP OF NIGERIA 7.875% 02/16/32 REGS	24,303,395	19,983,731	1.33%
100,000	REPUBLIC OF ECUA 10.750% 03/28/22 REG	11,760,038	11,122,358	0.74%
200,000	SENEGAL REP OF 6.250% 05/23/33	22,601,000	18,959,717	1.27%
		186,103,886	167,079,981	11.15%
<b>投資有価証券合計</b>		¥ 1,464,569,971	1,429,933,201	95.44%
<b>負債差し引き後その他資産</b>			68,058,047	4.56%
<b>純資産合計</b>			¥1,497,991,248	100.00%

## エマージング・ハイ・ディビデンド・エクイティ・ファンドの状況

同ファンドは、計算期間終了後、同ファンドの有する国籍において、一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務諸表が作成され、監査人による財務諸表監査を受けております。

なお、本書に添付した同ファンドの財政状態計算書および投資明細表は、2018年12月31日現在の財務諸表の原文の一部を委託会社が誠実に和訳したものでありますが、あくまで参考和訳であり、正確性を保証するものではありません。

## Emerging High Dividend Equity Fund

## 財政状態計算書

12月31日現在

(日本円で表示)

	2018	2017
	¥	¥
<b>資産</b>		
現金	23,796,702	55,248,765
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	984,655,095	1,679,360,109
未収配当金	1,607,662	5,912,949
資産合計	1,010,059,459	1,740,521,823
<b>負債</b>		
損益を通じて公正価値で測定する金融負債	730,757	4,418,925
未払プロフェッショナル報酬	4,813,779	4,768,008
未払管理報酬	2,941,758	2,960,877
未払投資運用報酬	1,692,637	2,692,972
未払税金	1,487,783	1,405,261
未払カスタディ報酬	453,772	449,699
未払受託会社報酬	13,512	17,152
ブローカーに対する未払金	-	3,606,433
<b>負債合計(償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産を除く)</b>	12,133,998	20,319,327
<b>償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産</b>	997,925,461	1,720,202,496
<b>償還可能受益証券保有者に帰属する受益証券一口当たり純資産額</b>		
クラス M 受益証券 - (766,731,868円/2,107,824,564口、 2017年: 1,355,788,597円/2,598,455,073口)	¥ 0.36	¥ 0.52
クラス MF 受益証券 - (127,324,844円/424,327,793口、 2017年: 206,125,754円/475,123,697口)	¥ 0.30	¥ 0.43
クラス S 受益証券 - (88,155,849円/113,457,763口、 2017年: 137,740,080円/141,633,855口)	¥ 0.78	¥ 0.97
クラス SF 受益証券 - (15,712,900円/24,180,438口、 2017年: 20,548,065円/25,234,922口)	¥ 0.65	¥ 0.81

## Emerging High Dividend Equity Fund

## 投資明細表

2018年12月31日現在

(日本円で表示)

株数	明細	平均原価 ¥	公正価値 ¥	純資産額合計に
				占める割合 %
<b>損益を通じて公正価値で測定する金融資産</b>				
<b>普通株式</b>				
<b>ブラジル</b>				
22,700	B3 SA - Brasil Bolsa Balcao	17,335,991	17,227,923	1.73
4,500	Banco Santander Brasil SA	5,680,161	5,439,396	0.55
10,512	BB Seguridade Participacoes SA	8,509,246	8,210,078	0.82
5,900	Cia de Saneamento Basico do Estado de Sao Paulo	5,344,473	5,234,332	0.52
7,700	Petrobras Distribuidora SA	4,492,622	5,590,985	0.56
10,128	Vale SA	13,512,720	14,607,575	1.46
	<b>ブラジル株合計</b>	<b>54,875,213</b>	<b>56,310,289</b>	<b>5.64</b>
<b>中国</b>				
63,000	Agricultural Bank of China Ltd	3,265,905	3,028,133	0.30
229,000	Bank of China Ltd	13,330,394	10,814,481	1.08
80,000	China Communications Construction Co Ltd	10,988,247	8,295,871	0.83
116,000	China Communications Services Corp Ltd	7,911,521	10,533,514	1.06
224,000	China Construction Bank Corp	18,371,813	20,246,410	2.03
24,000	China Life Insurance Co Ltd	9,010,410	5,596,350	0.56
83,000	China Petroleum & Chemical Corp	7,508,027	6,490,118	0.65
204,000	China Telecom Corp Ltd	10,559,149	11,406,263	1.14
15,100	China Vanke Co Ltd	5,939,529	5,747,777	0.58
85,000	CRRC Corp Ltd	8,057,472	9,076,412	0.91
120,000	Huaneng Power International Inc	13,485,664	8,340,714	0.84
3,600	Huayu Automotive Systems Co Ltd	1,073,553	1,057,951	0.11
249,000	Industrial & Commercial Bank of China Ltd	17,253,956	19,505,247	1.95
8,400	Midea Group Co Ltd	5,470,924	4,946,499	0.50
52,000	NagaCorp Ltd	5,475,406	6,128,295	0.61
138,000	PetroChina Co Ltd	12,138,684	9,417,776	0.94
96,000	PICC Property & Casualty Co Ltd	11,951,251	10,735,306	1.08
6,000	Ping An Insurance Group Co of China Ltd	5,810,996	5,809,913	0.58
	<b>中国株合計</b>	<b>167,602,901</b>	<b>157,177,030</b>	<b>15.75</b>
<b>香港</b>				
100,000	Beijing Enterprises Water Group Ltd	5,646,394	5,549,265	0.56
61,000	China Everbright International Ltd	6,053,664	6,000,774	0.60
22,000	China Merchants Port Holdings Co Ltd	5,599,638	4,346,924	0.44
18,000	China Mobile Ltd	23,451,460	18,968,398	1.90
24,000	China Overseas Land & Investment Ltd	8,021,247	9,046,984	0.91
30,000	China Resources Land Ltd	9,042,023	12,632,987	1.26
100,000	China State Construction International Holdings Ltd	13,339,185	8,716,270	0.87
53,400	Chow Tai Fook Jewellery Group Ltd	6,521,163	4,878,981	0.49
44,000	CNOOC Ltd	7,037,622	7,448,347	0.75
68,000	Lenovo Group Ltd	3,994,943	5,040,863	0.51
11,600	Sands China Ltd	7,301,691	5,534,972	0.55
48,000	Xinyi Glass Holdings Ltd	5,550,081	5,825,047	0.58

		<b>101,559,111</b>	<b>93,989,812</b>	<b>9.42</b>
	<b>香港株合計</b>			
	<b>インドネシア</b>			
97,200	Bank Mandiri Persero Tbk PT	5,509,177	5,469,346	0.55
597,900	Bank Rakyat Indonesia Persero Tbk PT	11,671,645	16,650,548	1.67
554,600	Telekomunikasi Indonesia Persero Tbk PT	15,878,308	15,867,856	1.59
	<b>インドネシア株合計</b>	<b>33,059,130</b>	<b>37,987,750</b>	<b>3.81</b>

## Emerging High Dividend Equity Fund

## 投資明細表

2018年12月31日現在

(日本円で表示)

株数	明細	平均原価 ¥	公正価値 ¥	純資産額合計に
				占める割合 %
<b>損益を通じて公正価値で測定する金融資産</b>				
<b>普通株式</b>				
<b>韓国</b>				
965	Coway Co Ltd	9,560,889	7,021,642	0.70
1,248	Hana Financial Group Inc	5,691,762	4,442,248	0.45
142	Hyundai Heavy Industries Holdings Co Ltd	6,022,829	4,831,078	0.48
1,110	Hyundai Motor Co	14,162,616	12,879,074	1.29
1,856	KB Financial Group Inc	8,989,293	8,477,023	0.85
1,922	Korea Electric Power Corp	8,655,780	6,255,486	0.63
186	Korea Zinc Co Ltd	8,066,709	7,900,896	0.79
6,242	Korean Reinsurance Co	8,241,435	5,302,945	0.53
4,228	NH Investment & Securities Co Ltd	6,073,105	5,404,531	0.54
222	POSCO	7,676,399	5,293,518	0.53
10,992	Samsung Electronics Co Ltd	46,090,108	41,773,981	4.19
290	Samsung Fire & Marine Insurance Co Ltd	8,644,203	7,670,610	0.77
759	SK Hynix Inc	5,545,917	4,515,198	0.45
272	SK Innovation Co Ltd	5,680,615	4,787,421	0.48
338	SK Telecom Co Ltd	7,814,150	8,956,846	0.90
448	S-Oil Corp	3,790,604	4,303,801	0.43
<b>韓国株合計</b>		<b>160,706,414</b>	<b>139,816,298</b>	<b>14.01</b>
<b>マレーシア</b>				
32,200	Bursa Malaysia Bhd	5,212,516	5,847,431	0.59
53,300	CIMB Group Holdings Bhd	9,237,608	8,065,944	0.81
53,000	Genting Malaysia Bhd	7,346,330	4,235,411	0.42
10,000	Public Bank Bhd	6,231,547	6,568,298	0.66
141,000	Sime Darby Bhd	8,873,079	8,946,850	0.90
<b>マレーシア株合計</b>		<b>36,901,080</b>	<b>33,663,934</b>	<b>3.38</b>
<b>メキシコ</b>				
8,703	Grupo Aeroportuario del Pacifico SAB de CV	10,236,306	7,765,343	0.78
36,510	Wal-Mart de Mexico SAB de CV	9,284,320	10,167,930	1.02
<b>メキシコ株合計</b>		<b>19,520,626</b>	<b>17,933,273</b>	<b>1.80</b>
<b>ペルー</b>				
477	Credicorp Ltd	12,066,695	11,609,263	1.16
<b>ペルー株合計</b>		<b>12,066,695</b>	<b>11,609,263</b>	<b>1.16</b>
<b>ポーランド</b>				
9,978	Powszechny Zaklad Ubezpieczen SA	14,445,737	12,760,631	1.28
<b>ポーランド株合計</b>		<b>14,445,737</b>	<b>12,760,631</b>	<b>1.28</b>
<b>ロシア</b>				
53,665	Magnitogorsk Iron & Steel Works PJSC	4,064,434	3,654,209	0.37
41,343	Moscow Exchange MICEX-RTS PJSC	7,840,000	5,306,024	0.53
<b>ロシア株合計</b>		<b>11,904,434</b>	<b>8,960,233</b>	<b>0.90</b>
<b>シンガポール</b>				
5,600	BOC Aviation Ltd	3,297,423	4,547,595	0.45
<b>シンガポール株合計</b>		<b>3,297,423</b>	<b>4,547,595</b>	<b>0.45</b>

## Emerging High Dividend Equity Fund

## 投資明細表

2018年12月31日現在

(日本円で表示)

株数	明細	平均原価 ¥	公正価値 ¥	純資産額合計に
				占める割合 %
<b>損益を通じて公正価値で測定する金融資産</b>				
<b>普通株式</b>				
<b>南アフリカ</b>				
10,819	Absa Group Ltd	14,061,747	13,332,266	1.33
6,750	Bidvest Group Ltd/The	10,303,378	10,649,162	1.07
30,396	Life Healthcare Group Holdings Ltd	6,270,634	6,099,489	0.61
3,422	Mr. Price Group Ltd	5,980,381	6,423,667	0.64
14,696	Sanlam Ltd	9,403,762	8,943,423	0.90
	<b>南アフリカ株合計</b>	<b>46,019,902</b>	<b>45,448,007</b>	<b>4.55</b>
<b>台湾</b>				
11,000	Advantech Co Ltd	9,423,283	8,245,491	0.83
7,500	Asustek Computer Inc	7,636,032	5,380,986	0.54
50,000	Cathay Financial Holding Co Ltd	10,809,980	8,379,346	0.84
22,446	Chicony Electronics Co Ltd	5,649,942	5,007,529	0.50
75,000	CTBC Financial Holding Co Ltd	5,694,802	5,394,371	0.54
14,000	Delta Electronics Inc	5,953,888	6,446,475	0.65
18,000	Formosa Plastics Corp	6,338,365	6,457,183	0.65
5,000	Giant Manufacturing Co Ltd	2,580,174	2,578,947	0.26
20,180	Hon Hai Precision Industry Co Ltd	9,603,315	5,099,868	0.51
11,000	MediaTek Inc	13,419,939	8,912,983	0.89
48,000	Taiwan Semiconductor Manufacturing Co Ltd	29,911,050	38,550,346	3.86
24,000	Uni-President Enterprises Corp	4,916,269	5,979,587	0.60
	<b>台湾株合計</b>	<b>111,937,039</b>	<b>106,433,112</b>	<b>10.67</b>
<b>タイ</b>				
19,700	Bangkok Bank PCL	13,602,327	13,740,995	1.38
154,500	Land & Houses PCL	5,289,728	5,101,950	0.51
	<b>タイ株合計</b>	<b>18,892,055</b>	<b>18,842,945</b>	<b>1.89</b>
<b>トルコ</b>				
46,997	Haci Omer Sabanci Holding AS	7,707,788	7,279,015	0.73
	<b>トルコ株合計</b>	<b>7,707,788</b>	<b>7,279,015</b>	<b>0.73</b>
<b>アラブ首長国連邦</b>				
12,329	First Abu Dhabi Bank PJSC	4,460,720	5,104,091	0.51
	<b>アラブ首長国連邦株合計</b>	<b>4,460,720</b>	<b>5,104,091</b>	<b>0.51</b>
<b>英国</b>				
2,652	Anglo American PLC	6,908,912	6,473,892	0.65
3,589	Mondi PLC	9,765,332	8,192,032	0.82
5,581	Polymetal International PLC	5,891,606	6,410,367	0.64
	<b>英国株合計</b>	<b>22,565,850</b>	<b>21,076,291</b>	<b>2.11</b>
	<b>普通株式合計</b>	<b>827,522,118</b>	<b>778,939,569</b>	<b>78.06</b>



## Emerging High Dividend Equity Fund

## 投資明細表

2018年12月31日現在

(日本円で表示)

株数	明細	平均原価 ¥	公正価値 ¥	純資産額合計に
				占める割合 %
<b>損益を通じて公正価値で測定する金融資産</b>				
<b>預託証券</b>				
<b>ブラジル</b>				
7,247	Petroleo Brasileiro SA	5,448,460	9,207,311	0.92
	<b>ブラジル株合計</b>	<b>5,448,460</b>	<b>9,207,311</b>	<b>0.92</b>
<b>チリ</b>				
6,685	Enel Americas SA	6,736,999	6,534,993	0.66
	<b>チリ株合計</b>	<b>6,736,999</b>	<b>6,534,993</b>	<b>0.66</b>
<b>インド</b>				
1,257	HDFC Bank Ltd	9,629,741	14,279,383	1.43
14,994	ICICI Bank Ltd	13,423,610	16,927,736	1.69
14,806	Infosys Ltd	14,562,195	15,448,427	1.55
3,305	Reliance Industries Ltd	9,903,168	11,549,067	1.16
4,508	Vedanta Ltd	10,186,347	5,702,683	0.57
	<b>インド株合計</b>	<b>57,705,061</b>	<b>63,907,296</b>	<b>6.40</b>
<b>ルクセンブルク</b>				
2,408	Ternium SA	7,457,306	7,159,650	0.72
	<b>ルクセンブルク株合計</b>	<b>7,457,306</b>	<b>7,159,650</b>	<b>0.72</b>
<b>ロシア</b>				
5,155	Sberbank of Russia PJSC	7,506,319	6,198,766	0.62
1,474	LUKOIL PJSC	9,467,134	11,553,270	1.16
	<b>ロシア株合計</b>	<b>16,973,453</b>	<b>17,752,036</b>	<b>1.78</b>
	<b>預託証券合計</b>	<b>94,321,279</b>	<b>104,561,286</b>	<b>10.48</b>
<b>優先株式</b>				
<b>ブラジル</b>				
16,922	Banco Bradesco SA	12,377,347	18,500,106	1.85
30,200	Cia Energetica de Minas Gerais	8,501,177	11,806,220	1.18
45,167	Itausa - Investimentos Itau SA	10,606,938	15,445,374	1.55
	<b>ブラジル株合計</b>	<b>31,485,462</b>	<b>45,751,700</b>	<b>4.58</b>
<b>チリ</b>				
2,337	Sociedad Quimica y Minera de Chile SA	12,638,387	9,846,060	0.99
	<b>チリ株合計</b>	<b>12,638,387</b>	<b>9,846,060</b>	<b>0.99</b>
	<b>優先株式合計</b>	<b>44,123,849</b>	<b>55,597,760</b>	<b>5.57</b>
<b>不動産投資信託</b>				
<b>シンガポール</b>				
54,043	CapitaLand Retail China Trust	6,511,756	5,916,277	0.59
	<b>シンガポール合計</b>	<b>6,511,756</b>	<b>5,916,277</b>	<b>0.59</b>
<b>南アフリカ</b>				
60,038	Growthpoint Properties Ltd	15,657,234	10,664,779	1.07
	<b>南アフリカ合計</b>	<b>15,657,234</b>	<b>10,664,779</b>	<b>1.07</b>
	<b>不動産投資信託合計</b>	<b>22,168,990</b>	<b>16,581,056</b>	<b>1.66</b>



## Emerging High Dividend Equity Fund

## 投資明細表

2018年12月31日現在

(日本円で表示)

株数	明細	平均原価 ¥	公正価値 ¥	純資産額合計に
				占める割合 %
<b>損益を通じて公正価値で測定する金融資産</b>				
<b>デリバティブ資産</b>				
<b>先渡外国通貨契約に係る評価益</b>				
	クラス MF 受益証券		4,137,493	0.41
	クラス SF 受益証券		500,685	0.05
	<b>先渡外国通貨契約に係る評価益合計</b>		<b>4,638,178</b>	<b>0.46</b>
<b>ワラント</b>				
<b>英国</b>				
16,529	Huayu Automotive Systems Co Ltd	4,157,545	4,860,105	0.49
13,937	Inner Mongolia Yili Industrial Group Co Ltd	3,760,086	5,084,251	0.51
129,600	Agricultural Bank of China Ltd	8,805,575	7,455,709	0.75
76,160	China State Construction Engineering Corp Ltd	8,955,840	6,937,181	0.69
	<b>英国合計</b>	<b>25,679,046</b>	<b>24,337,246</b>	<b>2.44</b>
	<b>デリバティブ資産合計</b>	<b>25,679,046</b>	<b>28,975,424</b>	<b>2.90</b>
	<b>損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計</b>	<b>1,013,815,282</b>	<b>984,655,095</b>	<b>98.67</b>
<b>損益を通じて公正価値で測定する金融負債</b>				
<b>デリバティブ負債</b>				
<b>先渡外国通貨契約に係る評価損</b>				
	クラス MF 受益証券		(659,762)	(0.06)
	クラス SF 受益証券		(70,995)	(0.01)
	<b>先渡外国通貨契約に係る評価損合計</b>		<b>(730,757)</b>	<b>(0.07)</b>
	<b>デリバティブ負債合計</b>		<b>(730,757)</b>	<b>(0.07)</b>
	<b>損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計</b>		<b>(730,757)</b>	<b>(0.07)</b>
	<b>損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債合計</b>	<b>1,013,815,282</b>	<b>983,924,338</b>	<b>98.60</b>

## 2【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

みずほ新興国ハイインカムファンド(目標払出し型)毎月決算・為替ヘッジなしコース

令和1年9月30日現在

資産総額	1,085,791,771円
負債総額	6,596,823円
純資産総額( - )	1,079,194,948円
発行済数量	2,527,734,260口
1口当たり純資産額( / )	0.4269円

みずほ新興国ハイインカムファンド(目標払出し型)年2回決算・為替ヘッジなしコース

令和1年9月30日現在

資産総額	135,090,479円
負債総額	23,499円
純資産総額( - )	135,066,980円
発行済数量	156,015,697口
1口当たり純資産額( / )	0.8657円

みずほ新興国ハイインカムファンド(目標払出し型)毎月決算・限定為替ヘッジコース

令和1年9月30日現在

資産総額	196,478,470円
負債総額	34,357円
純資産総額( - )	196,444,113円
発行済数量	556,678,974口
1口当たり純資産額( / )	0.3529円

みずほ新興国ハイインカムファンド(目標払出し型)年2回決算・限定為替ヘッジコース

令和1年9月30日現在

資産総額	23,487,144円
負債総額	4,100円
純資産総額( - )	23,483,044円
発行済数量	32,506,236口
1口当たり純資産額( / )	0.7224円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### (1) 受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### (2) 受益者等名簿

該当事項はありません。

### (3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

### (4) 受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### (5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

### (6) 受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額(2019年9月30日現在)

資本金の額	20億円
発行する株式総数	100,000株 (普通株式 上限100,000株、A種種類株式 上限30,000株)
発行済株式総数	40,000株 (普通株式24,490株、A種種類株式15,510株)
種類株式の発行が可能	

直近5カ年の資本金の増減：該当事項はありません。

##### (2) 会社の機構(2019年9月30日現在)

###### 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会で選任されます。取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した取締役(監査等委員である取締役を除く。)の補欠として選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、現任取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期の満了の時までとします。

また、監査等委員である取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、決議によって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長があたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

###### 投資運用の意思決定機構

###### 1. 投資環境見直しおよび運用方針の策定

経済環境見直し、資産別市場見直し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

2.運用計画、売買計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

2019年9月30日現在、委託会社の運用する投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除く）

基本的性格	本数	純資産総額（単位：円）
追加型公社債投資信託	26	1,184,021,420,937
追加型株式投資信託	866	13,707,188,049,398
単位型公社債投資信託	40	109,914,896,574
単位型株式投資信託	167	1,264,802,784,203
合計	1,099	16,265,927,151,112



### 3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき第34期事業年度（自2018年4月1日至2019年3月31日）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

## (1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第33期 (2018年3月31日現在)	第34期 (2019年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金	49,071,217	41,087,475
金銭の信託	12,083,824	18,773,228
有価証券	-	153,518
未収委託者報酬	11,769,015	12,438,085
未収運用受託報酬	4,574,225	3,295,109
未収投資助言報酬	341,689	327,064
未収収益	59,526	56,925
前払費用	569,431	573,874
その他	427,238	491,914
流動資産計	78,896,169	77,197,195
固定資産		
有形固定資産		
建物	1 1,156,953	1 1,096,916
器具備品	1 476,504	1 364,399
建設仮勘定	10,368	-
無形固定資産		
ソフトウェア	1,026,319	885,545
ソフトウェア仮勘定	904,389	1,522,040
電話加入権	3,931	3,931
電信電話専用施設利用権	60	23
投資その他の資産		
投資有価証券	1,721,433	1,611,931
関係会社株式	3,229,196	4,499,196
長期差入保証金	1,518,725	1,312,328
繰延税金資産	1,699,533	1,748,459
その他	101,425	97,892
固定資産計	11,848,840	13,142,665
資産合計	90,745,010	90,339,861

(単位:千円)

	第33期 (2018年3月31日現在)	第34期 (2019年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	1,003,550	2,183,889
未払金	5,081,728	5,697,942
未払収益分配金	1,031	1,053
未払償還金	57,275	48,968
未払手数料	4,629,133	4,883,723
その他未払金	394,288	764,196
未払費用	7,711,038	6,724,986
未払法人税等	5,153,972	3,341,238
未払消費税等	1,660,259	576,632
賞与引当金	1,393,911	1,344,466
役員賞与引当金	49,986	48,609
本社移転費用引当金	156,587	-
流動負債計	22,211,034	19,917,766
固定負債		
退職給付引当金	1,637,133	1,895,158
時効後支払損引当金	199,026	177,851
固定負債計	1,836,160	2,073,009
負債合計	24,047,195	21,990,776
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金	19,552,957	19,552,957
資本準備金	2,428,478	2,428,478
その他資本剰余金	17,124,479	17,124,479
利益剰余金	44,349,855	45,949,372
利益準備金	123,293	123,293
その他利益剰余金	44,226,562	45,826,079
別途積立金	24,580,000	31,680,000
研究開発積立金	300,000	-
運用責任準備積立金	200,000	-
繰越利益剰余金	19,146,562	14,146,079
株主資本計	65,902,812	67,502,329
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	795,002	846,755
評価・換算差額等計	795,002	846,755
純資産合計	66,697,815	68,349,085
負債・純資産合計	90,745,010	90,339,861

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第33期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		第34期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
	営業収益			
委託者報酬	84,705,447		84,812,585	
運用受託報酬	19,124,427		16,483,356	
投資助言報酬	1,217,672		1,235,553	
その他営業収益	117,586		113,622	
営業収益計		105,165,133		102,645,117
営業費用				
支払手数料	37,242,284		36,100,556	
広告宣伝費	379,873		387,028	
公告費	1,485		375	
調査費	23,944,438		24,389,003	
調査費	10,677,166		9,956,757	
委託調査費	13,267,272		14,432,246	
委託計算費	1,073,938		936,075	
営業雑経費	1,215,963		1,254,114	
通信費	48,704		47,007	
印刷費	947,411		978,185	
協会費	64,331		63,558	
諸会費	22,412		22,877	
支払販売手数料	133,104		142,485	
営業費用計		63,857,984		63,067,153
一般管理費				
給料	11,304,873		10,859,354	
役員報酬	189,022		189,198	
給料・手当	9,565,921		9,098,957	
賞与	1,549,929		1,571,197	
交際費	58,863		60,115	
寄付金	5,150		7,255	
旅費交通費	395,605		361,479	
租税公課	625,498		588,172	
不動産賃借料	1,534,255		1,511,876	
退職給付費用	595,876		521,184	
固定資産減価償却費	1,226,472		590,667	
福利厚生費	49,797		45,292	
修繕費	4,620		16,247	
賞与引当金繰入額	1,393,911		1,344,466	
役員賞与引当金繰入額	49,986		48,609	
機器リース料	148		130	
事務委託費	3,037,804		3,302,806	
事務用消耗品費	144,804		131,074	
器具備品費	5,253		8,112	
諸経費	149,850		188,367	
一般管理費計		20,582,772		19,585,212
営業利益		20,724,376		19,992,752

(単位:千円)

	第33期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		第34期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
営業外収益				
受取利息		1,430		1,749
受取配当金		74,278		73,517
時効成立分配金・償還金		256		8,582
為替差益		8,530		-
投資信託解約益		236,398		-
投資信託償還益		93,177		-
受取負担金		-		177,066
雑収入		10,306		24,919
時効後支払損引当金戻入額		17,429		19,797
営業外収益計		441,807		305,633
営業外費用				
為替差損		-		17,542
投資信託解約損		4,138		-
投資信託償還損		17,065		-
金銭の信託運用損		99,303		175,164
雑損失		-		5,659
営業外費用計		120,507		198,365
経常利益		21,045,676		20,100,019
特別利益				
固定資産売却益		1		-
投資有価証券売却益		479,323		353,644
関係会社株式売却益	1	1,492,680	1	-
本社移転費用引当金戻入額		138,294		-
その他特別利益		350		-
特別利益計		2,110,649		353,644
特別損失				
固定資産除却損	2	36,992	2	19,121
固定資産売却損		134		-
退職給付制度終了損		690,899		-
システム移行損失		76,007		-
その他特別損失		50		-
特別損失計		804,083		19,121
税引前当期純利益		22,352,243		20,434,543
法人税、住民税及び事業税		6,951,863		6,386,793
法人税等調整額		249,832		71,767
法人税等合計		6,702,031		6,315,026
当期純利益		15,650,211		14,119,516

## (3)【株主資本等変動計算書】

第33期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			
						別途 積立金	研究開発 積立金	運用責 任準備 積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	24,580,000	300,000	200,000	6,696,350
当期変動額									
剰余金の配当									3,200,000
当期純利益									15,650,211
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	-	-	12,450,211
当期末残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	24,580,000	300,000	200,000	19,146,562

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計
	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	31,899,643	53,452,601	517,864	517,864	53,970,465
当期変動額					
剰余金の配当	3,200,000	3,200,000			3,200,000
当期純利益	15,650,211	15,650,211			15,650,211
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)		-	277,137	277,137	277,137
当期変動額合計	12,450,211	12,450,211	277,137	277,137	12,727,349
当期末残高	44,349,855	65,902,812	795,002	795,002	66,697,815

第34期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			
						別途 積立金	研究開発 積立金	運用責 任準備 積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	24,580,000	300,000	200,000	19,146,562
当期変動額									
剰余金の配当									12,520,000
当期純利益									14,119,516
別途積立金の積立						7,100,000			
研究開発積立金の取崩							300,000		
運用責任準備積立金の取崩								200,000	
繰越利益剰余金の取崩									6,600,000
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	7,100,000	300,000	200,000	5,000,483
当期末残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	31,680,000	-	-	14,146,079

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計
	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	44,349,855	65,902,812	795,002	795,002	66,697,815
当期変動額					
剰余金の配当	12,520,000	12,520,000			12,520,000
当期純利益	14,119,516	14,119,516			14,119,516
別途積立金の積立	7,100,000	7,100,000			7,100,000
研究開発積立金の取崩	300,000	300,000			300,000
運用責任準備積立金の取崩	200,000	200,000			200,000
繰越利益剰余金の取崩	6,600,000	6,600,000			6,600,000
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		-	51,753	51,753	51,753
当期変動額合計	1,599,516	1,599,516	51,753	51,753	1,651,270
当期末残高	45,949,372	67,502,329	846,755	846,755	68,349,085

## 重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 ：移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの：決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの：移動平均法による原価法</p>
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p>
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金は、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。</p> <p>退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年または10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金は、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p> <p>(5) 本社移転費用引当金は、本社移転に関連して発生する損失に備えるため、発生すると見込まれる額を計上しております。</p>
6. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。



## 表示方法の変更

第34期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」842,996千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」1,699,533千円に含めて表示しております。

## 注記事項

（貸借対照表関係）

## 1. 有形固定資産の減価償却累計額

（千円）

	第33期 （2018年3月31日現在）	第34期 （2019年3月31日現在）
建物	140,580	229,897
器具備品	847,466	927,688

（損益計算書関係）

## 1. 関係会社に対する事項

（千円）

	第33期 （自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日）	第34期 （自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日）
関係会社株式売却益	1,492,680	-

## 2. 固定資産除却損の内訳

（千円）

	第33期 （自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日）	第34期 （自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日）
建物	298	1,550
器具備品	8,217	439
ソフトウェア	28,472	17,130
電話加入権	3	-

（株主資本等変動計算書関係）

第33期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	24,490	-	-	24,490
A種種類株式	15,510	-	-	15,510
合計	40,000	-	-	40,000

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2017年6月21日 定時株主総会	普通株式	3,200,000	80,000	2017年3月31日	2017年6月22日
	A種種類株式				

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2018年6月20日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	12,520,000	313,000	2018年3月31日	2018年6月21日
	A種種類株式					

## 第34期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
普通株式	24,490	-	-	24,490
A種種類株式	15,510	-	-	15,510
合計	40,000	-	-	40,000

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2018年6月20日 定時株主総会	普通株式	12,520,000	313,000	2018年3月31日	2018年6月21日
	A種種類株式				

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2019年6月20日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2019年6月20日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	11,280,000	282,000	2019年3月31日	2019年6月21日
	A種種類株式					

## （金融商品関係）

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### （1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、短期的な預金等に限定してあります。

当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するため、当該投資信託を特定金外信託を通じて、または直接保有しております。なお、特定金外信託を通じて行っているデリバティブ取引は後述するリスクを低減する目的で行っております。当該デリバティブ取引は、実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### （2）金融商品の内容及びそのリスク

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約取引、株価指数先物取引及び債券先物取引）を利用して一部リスクを低減しております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されてあります。

有価証券及び投資有価証券は、主にその他有価証券（投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されてあります。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

#### （3）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金の預入先については、余資運用規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を把握する体制としております。

有価証券及び投資有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰りを確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

#### （4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれてあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません(注2)参照)。

第33期(2018年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	49,071,217	49,071,217	-
(2) 金銭の信託	12,083,824	12,083,824	-
(3) 未収委託者報酬	11,769,015	11,769,015	-
(4) 未収運用受託報酬	4,574,225	4,574,225	-
(5) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	1,448,968	1,448,968	-
資産計	78,947,251	78,947,251	-
(1) 未払手数料	4,629,133	4,629,133	-
負債計	4,629,133	4,629,133	-

第34期(2019年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	41,087,475	41,087,475	-
(2) 金銭の信託	18,773,228	18,773,228	-
(3) 未収委託者報酬	12,438,085	12,438,085	-
(4) 未収運用受託報酬	3,295,109	3,295,109	-
(5) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	1,488,684	1,488,684	-
資産計	77,082,582	77,082,582	-
(1) 未払手数料	4,883,723	4,883,723	-
負債計	4,883,723	4,883,723	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券について、投資信託は基準価額によっております。また、デリバティブ取引は取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

(3) 未収委託者報酬及び(4) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価額によっております。

負 債

(1) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(千円)

区分	第33期 (2018年3月31日現在)	第34期 (2019年3月31日現在)
非上場株式	272,464	276,764
関係会社株式	3,229,196	4,499,196

非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

## (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

## 第33期(2018年3月31日現在)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 現金・預金	49,071,217	-	-	-
(2) 金銭の信託	12,083,824	-	-	-
(3) 未収委託者報酬	11,769,015	-	-	-
(4) 未収運用受託報酬	4,574,225	-	-	-
(5) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券(投資信託)	-	3,995	-	-

## 第34期(2019年3月31日現在)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 現金・預金	41,087,475	-	-	-
(2) 金銭の信託	18,773,228	-	-	-
(3) 未収委託者報酬	12,438,085	-	-	-
(4) 未収運用受託報酬	3,295,109	-	-	-
(5) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券(投資信託)	153,518	1,995	996	-

## (有価証券関係)

## 1. 子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式(第33期の貸借対照表計上額3,229,196千円、第34期の貸借対照表計上額4,499,196千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

## 2. その他有価証券

第33期(2018年3月31日現在)

(千円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	1,267,157	146,101	1,121,055
投資信託	177,815	153,000	24,815
小計	1,444,972	299,101	1,145,870
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
投資信託	3,995	4,000	4
小計	3,995	4,000	4
合計	1,448,968	303,101	1,145,866

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額272,464千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

第34期(2019年3月31日現在)

(千円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	1,326,372	111,223	1,215,148
投資信託	158,321	153,000	5,321
小計	1,484,694	264,223	1,220,470
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
投資信託	3,990	4,000	9
小計	3,990	4,000	9
合計	1,488,684	268,223	1,220,460

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額276,674千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

## 3. 当該事業年度中に売却したその他有価証券

第33期(自2017年4月1日至2018年3月31日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	544,326	479,323	-
投資信託	2,480,288	329,576	21,204

(注) 投資信託の「売却額」、「売却益の合計額」及び「売却損の合計額」は、解約又は償還によるものであります。

## 第34期(自2018年4月1日至2019年3月31日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	394,222	353,644	-
投資信託	-	-	-

## (退職給付関係)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度(非積立型制度であります)を採用しております。確定拠出型の制度としては確定拠出年金制度を採用しております。

なお、当社は2017年10月1日付で、確定給付企業年金制度を確定拠出年金制度等に移行するとともに、退職一時金制度を改定しました。

## 2. 確定給付制度

## (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(千円)

	第33期 (自2017年4月1日 至2018年3月31日)	第34期 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,718,372	2,154,607
勤務費用	269,128	300,245
利息費用	7,523	1,918
数理計算上の差異の発生額	61,792	10,147
退職給付の支払額	111,758	158,018
確定拠出制度への移行に伴う減少額	1,316,796	-
退職一時金制度改定に伴う増加額	526,345	-
その他	-	438
退職給付債務の期末残高	2,154,607	2,289,044

## (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(千円)

	第33期 (自2017年4月1日 至2018年3月31日)	第34期 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)
年金資産の期首残高	1,363,437	-
期待運用収益	17,042	-
事業主からの拠出額	36,672	-
確定拠出制度への移行に伴う減少額	1,417,152	-
年金資産の期末残高	-	-

## (3) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(千円)

	第33期 (2018年3月31日現在)	第34期 (2019年3月31日現在)
非積立型制度の退職給付債務	2,154,607	2,289,044
未積立退職給付債務	2,154,607	2,289,044
未認識数理計算上の差異	204,636	150,568
未認識過去勤務費用	312,836	243,317
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,637,133	1,895,158
退職給付引当金	1,637,133	1,895,158
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,637,133	1,895,158

## (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(千円)

	第33期 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)	第34期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)
勤務費用	269,128	300,245
利息費用	7,523	1,918
期待運用収益	17,042	-
数理計算上の差異の費用処理額	88,417	43,920
過去勤務費用の費用処理額	39,611	69,519
退職一時金制度改定に伴う費用処理額	70,560	-
その他	1,620	3,640
確定給付制度に係る退職給付費用	456,577	411,963
制度移行に伴う損失(注)	690,899	-

(注) 特別損失に計上しております。

## (5) 数理計算上の計算基礎に関する事項

## 主要な数理計算上の計算基礎

	第33期 (2018年3月31日現在)	第34期 (2019年3月31日現在)
割引率	0.09%	0.09%
予想昇給率	1.00% ~ 4.42%	1.00% ~ 4.42%

## 3. 簡便法を適用した確定給付制度

## (1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(千円)

	第33期 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)	第34期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	300,927	-
退職給付費用	53,156	-
制度への拠出額	35,640	-
確定拠出制度への移行に伴う減少額	391,600	-
退職一時金制度改定に伴う振替額	108,189	-
退職給付引当金の期末残高	-	-

## (2) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度 53,156千円 当事業年度 - 千円

## 4. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度86,141千円、当事業年度104,720千円であります。



## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第33期	第34期
	(2018年3月31日現在)	(2019年3月31日現在)
	(千円)	(千円)
繰延税金資産		
未払事業税	290,493	173,805
未払事業所税	11,683	10,915
賞与引当金	426,815	411,675
未払法定福利費	81,186	80,253
未払給与	9,186	7,961
受取負担金	-	138,994
運用受託報酬	-	102,490
資産除去債務	90,524	10,152
減価償却超過額(一括償却資産)	11,331	4,569
減価償却超過額	176,791	125,839
繰延資産償却超過額(税法上)	34,977	135,542
退職給付引当金	501,290	580,297
時効後支払損引当金	60,941	54,458
ゴルフ会員権評価損	13,173	7,360
関係会社株式評価損	166,740	166,740
投資有価証券評価損	28,976	28,976
本社移転費用引当金	47,947	-
その他	29,193	29,494
繰延税金資産小計	1,981,254	2,069,527
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	1,981,254	2,069,527
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	281,720	321,067
繰延税金負債合計	281,720	321,067
繰延税金資産の純額	1,699,533	1,748,459

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

## (企業結合等関係)

当社(以下「AMOne」という)は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社(以下「DIAM」という)、みずほ投信投資顧問株式会社(以下「MHAM」という)、みずほ信託銀行株式会社(以下「TB」という)及び新光投信株式会社(以下「新光投信」という)(以下総称して「統合4社」という)間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

## 1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

## 2. 企業結合日

2016年10月1日

## 3. 企業結合の方法

MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

## 4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

## 5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

## 6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM (存続会社)	MHAM (消滅会社)
合併比率(*)	1	0.0154

(\*) 普通株式と種類株式を合算して算定しております。

## 7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないIA種類株式15,510株を交付しました。

## 8. 経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00%

MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00%

MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00%

なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

## 9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

## 10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、「3. 企業結合の方法」の吸収合併及びの吸収分割については共通支配下の取引として処理し、の吸収合併については逆取得として処理しております。

## 11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

## (1) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価 MHAMの普通株式 144,212,500千円

取得原価 144,212,500千円

## (2) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

- a. 発生したのれん  
76,224,837千円
- b. 発生原因  
被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。
- c. のれんの償却方法及び償却期間  
20年間の均等償却

## (3) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

- a. 資産の額 資産合計 40,451,657千円
- うち現金・預金 11,605,537千円
- うち金銭の信託 11,792,364千円
- b. 負債の額 負債合計 9,256,209千円
- うち未払手数料及び未払費用 4,539,592千円

(注) 顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

## (4) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

- a. 無形固定資産に配分された金額 53,030,000千円
- b. 主要な種類別の内訳
- 顧客関連資産 53,030,000千円
- c. 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間
- 顧客関連資産 16.9年

## 12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

## (1) 貸借対照表項目

	第33期 (2018年3月31日現在)	第34期 (2019年3月31日現在)
流動資産	- 千円	- 千円
固定資産	114,270,495千円	104,326,078千円
資産合計	114,270,495千円	104,326,078千円
流動負債	- 千円	- 千円
固定負債	13,059,836千円	10,571,428千円
負債合計	13,059,836千円	10,571,428千円
純資産	101,210,659千円	93,754,650千円

(注) 固定資産及び資産合計には、のれん及び顧客関連資産の金額が含まれております。

のれん	70,507,975千円	66,696,733千円
顧客関連資産	45,200,838千円	39,959,586千円

## (2) 損益計算書項目

	第33期 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)	第34期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)
営業収益	- 千円	- 千円
営業利益	9,012,128千円	9,043,138千円
経常利益	9,012,128千円	9,043,138千円
税引前当期純利益	9,012,128千円	9,091,728千円
当期純利益	7,419,617千円	7,489,721千円
1株当たり当期純利益	185,490円43銭	187,243円04銭

(注) 営業利益には、のれん及び顧客関連資産の償却額が含まれております。

のれんの償却額	3,811,241千円	3,811,241千円
顧客関連資産の償却額	5,233,360千円	5,241,252千円

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金(敷金)が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第33期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)及び第34期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(1) サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

第33期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当はありません。

第34期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当はありません。

(2) 子会社及び関連会社等

第33期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当はありません。

第34期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当はありません。

## (3) 兄弟会社等

## 第33期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又 は職業	議決権 等の所 有(被 所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社 の子会社	株式会社 みずほ銀行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行業	-	-	当社設定 投資信託 の販売	投資信託の 販売代行手 数料	6,470,802	未払 手数料	894,336
	みずほ証 券株式会 社	東京都 千代田 区	1,251 億円	証券業	-	-	当社設定 投資信託 の販売	投資信託の 販売代行手 数料	9,079,083	未払 手数料	1,549,208

## 第34期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又 は職業	議決権 等の所 有(被 所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社 の子会社	株式会社 みずほ銀行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行業	-	-	当社設定 投資信託 の販売	投資信託の 販売代行手 数料	6,048,352	未払 手数料	915,980
								子会社株式 の取得	1,270,000	-	-
	みずほ証 券株式会 社	東京都 千代田 区	1,251 億円	証券業	-	-	当社設定 投資信託 の販売	投資信託の 販売代行手 数料	10,215,017	未払 手数料	1,670,194

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。
- (注2) 子会社株式の取得は、独立した第三者機関により算定された価格を基礎として協議の上、合理的に決定しております。
- (注3) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ  
(東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

## (2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

## (1株当たり情報)

	第33期 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)	第34期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)
1株当たり純資産額	1,667,445円37銭	1,708,727円13銭
1株当たり当期純利益金額	391,255円29銭	352,987円92銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第33期 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)	第34期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)
当期純利益金額	15,650,211千円	14,119,516千円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額	-	-
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る当期純利益金額	15,650,211千円	14,119,516千円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数	40,000株	40,000株
(うち普通株式)	(24,490株)	(24,490株)
(うちA種種類株式)	(15,510株)	(15,510株)

(注1) A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の実取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項  
該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項  
委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1)受託会社

名称	みずほ信託銀行株式会社
資本金の額	247,369百万円（2019年3月末日現在）
事業の内容	日本において銀行業務および信託業務を営んでいます。

#### (2)販売会社

販売会社の名称、資本金の額および事業内容は以下の通りです。

名称	資本金の額 (単位：百万円)	事業の内容
みずほ証券株式会社	125,167	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。

(注) 資本金の額は2019年3月末日現在

### 2【関係業務の概要】

#### (1) 受託会社

各ファンドの受託会社として、信託財産を保管・管理し、受益権設定にかかる振替機関への通知等を行います。

#### (2) 販売会社

各ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受け付けならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払等を行います。

### 3【資本関係】

該当事項はありません。

持株比率5%以上を記載します。

## 第3【その他】

(1)目論見書の表紙等にロゴ・マーク、図案を使用し、ファンドの基本的性格を記載する場合があります。また、以下の内容を記載することがあります。

- ・金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨
- ・委託会社の金融商品取引業者登録番号
- ・詳細情報の入手方法
  - 委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間など
  - 請求目論見書の入手方法およびファンドの投資信託約款の全文が請求目論見書に掲載されている旨
- ・目論見書の使用開始日
- ・届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。
  - 届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
  - 届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
- ・ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認する旨
- ・投資信託の財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されている旨



- ・ 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨

- ・ 「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください」との趣旨を示す記載

- (2)有価証券届出書第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」に記載の内容について、投資家の理解を助けるため、その内容を説明した図表等を付加して目論見書のその内容に関する箇所に記載することがあります。また、第二部「ファンド情報」第1「ファンドの状況」5「運用状況」について、有価証券届出書提出後の随時入手可能な直近の情報および同情報についての表での表示に加えて、グラフで表示した情報を目論見書に記載することがあります。
- (3)投資信託説明書（請求目論見書）に約款の全文を掲載します。
- (4)目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (5)目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。
- (6)投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用することがあります。

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月30日

アセットマネジメントOne株式会社  
取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 湯原 尚 印指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山野 浩 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

## 独立監査人の監査報告書

令和1年11月8日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山野 浩 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているみずほ新興国ハイインカムファンド（目標払出し型）毎月決算・為替ヘッジなしコースの平成31年3月26日から令和1年9月25日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほ新興国ハイインカムファンド（目標払出し型）毎月決算・為替ヘッジなしコースの令和1年9月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

## 独立監査人の監査報告書

令和1年11月8日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山野 浩 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているみずほ新興国ハイインカムファンド（目標払出し型）年2回決算・為替ヘッジなしコースの平成31年3月26日から令和1年9月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほ新興国ハイインカムファンド（目標払出し型）年2回決算・為替ヘッジなしコースの令和1年9月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

## 独立監査人の監査報告書

令和1年11月8日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山野 浩 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているみずほ新興国ハイインカムファンド（目標払出し型）毎月決算・限定為替ヘッジコースの平成31年3月26日から令和1年9月25日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほ新興国ハイインカムファンド（目標払出し型）毎月決算・限定為替ヘッジコースの令和1年9月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) X B R L データは監査の対象には含まれておりません。



## 独立監査人の監査報告書

令和1年11月8日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山野 浩 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているみずほ新興国ハイインカムファンド（目標払出し型）年2回決算・限定為替ヘッジコースの平成31年3月26日から令和1年9月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほ新興国ハイインカムファンド（目標払出し型）年2回決算・限定為替ヘッジコースの令和1年9月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。